

令和6年(2024年)3月11日
総務委員会資料
企画部企画課

中野区男女共同参画基本計画（第5次）の策定について

中野区男女共同参画基本計画（第5次）案に対するパブリック・コメント手続の実施結果を踏まえ、中野区男女共同参画基本計画（第5次）を策定したので、以下のとおり報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

（1）意見募集期間

令和5年12月7日（木）から令和6年1月18日（木）まで

（2）提出された意見

なし

2 中野区男女共同参画基本計画（第5次）案からの変更点

なし

3 中野区男女共同参画基本計画（第5次）

別紙のとおり

中野区男女共同参画基本計画（第5次）



令和6年(2024年)2月
中野区



中野の頭文字Nをモチーフに、男女が男女共同参画社会実現のために力を合わせている姿と区の花であるつつじをイメージしています。

中野区男女共同参画基本計画（第5次） 目 次

第1章 計画改定の基本的な考え方

1 計画の背景	
（1）策定の目的	3
（2）社会情勢	3
（3）国の動き	4
（4）東京都の動き	5
（5）区の実情	6
2 計画の性格・位置付け	
（1）計画の性格	7
（2）計画の位置付け	7
3 計画の期間	7
4 計画の推進	8
5 基本理念と3つの将来像	9
6 体系図	10
7 指標一覧	12

第2章 計画の内容

将来像1【ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進】

施策の方向性①

仕事と生活の両立支援

■現状と課題	17
■成果指標と目標値	19
■主な取組	20

施策の方向性②

誰もが働きやすい職場づくりの推進

■現状と課題	23
■成果指標と目標値	27
■主な取組	27

施策の方向性③

就労、起業、キャリア形成への支援

■現状と課題	29
■成果指標と目標値	31
■主な取組	31

施策の方向性④

地域社会における男女共同参画の推進

■現状と課題	33
■成果指標と目標値	35
■主な取組	35

将来像2【男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革】

施策の方向性①

男女共同参画意識の向上

■現状と課題	38
■成果指標と目標値	39
■主な取組	40

施策の方向性②

人権と多様性を尊重し、認め合う意識の醸成

■現状と課題	42
■成果指標と目標値	43
■主な取組	44

将来像3【安全・安心な暮らしの実現】

施策の方向性①

あらゆる暴力の根絶

■現状と課題	46
■成果指標と目標値	48
■主な取組	48

施策の方向性②

生活上の困難に対する支援

■現状と課題	52
■成果指標と目標値	54
■主な取組	54

施策の方向性③

生涯にわたる健康支援

■現状と課題	58
■成果指標と目標値	60
■主な取組	60

資料編

中野区男女平等基本条例	66
-------------	----

■凡例

本文中の以下の表現については、略称を使用しています。

■2022 中野区区民意識・実態調査

… 区民意識・実態調査

■中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査（2022年度）

… 男女共同参画意識調査

第1章

計画改定の基本的な考え方



1 計画の背景

(1) 策定の目的

区は、すべての人が尊重され、性別による役割分担の固定的な意識の影響を減らし、平等な立場であらゆる領域に参画し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、中野区男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。

前回の基本計画策定から5年が経過したことによる社会情勢、区民意識の変化や、直近の国等の動向を踏まえ、さらなる効果的な施策を実施・推進するために、基本計画（第5次）を策定します。

(2) 社会情勢

社会では、急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少が進み、社会情勢は大きく変化をしています。中野区は現時点では人口増加の傾向がありますが、少子高齢化は確実に進行しており、将来的には生産年齢人口を中心に人口が減少し、社会保障費の負担増や経済力や地域の力への影響が懸念されます。こうした状況の中で、すべての人が社会に参加し、支えあう、全員参加型社会を構築していく必要があります。

女性の活躍推進に関する社会の気運は大きな高まりを見せています。平成27（2015）年に国連サミットで採択された国際目標、SDGs（持続可能な開発目標）の目標5では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが示されています。日本社会においては、女性は男性と比較して就業率が低く、また、非正規雇用の割合が高い状況にあるなど、様々な要因により男女間賃金格差も依然として生じています。また、管理的地位に占める女性の割合が低く、女性の登用も十分であるとは言えない状況にあり、さらなる活躍推進のための取組が求められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受けました。とりわけ、女性の雇用者数が大きく減少するなど、女性をめぐる様々な問題が表出、顕在化しました。また、外出自粛やテレワーク等の影響で男女とも家庭で過ごす時間が増えたものの、家事・育児参画時間は、男性には大きな変化は見られず、女性は増加しています。さらに、外出の自粛や休業等による生活不安・ストレス等の影響で、

配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス（DV））の増加・深刻化等が懸念されるとともに、経済・雇用状況の悪化、不安や悩みを抱える人の増加などを背景に、女性の自殺者数が増加しました。

（３）国の動き

平成１１（１９９９）年６月の「男女共同参画社会基本法」の施行以来、国においては「男女共同参画基本計画」が策定され、３度の改定を経て、令和２（２０２０）年に「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。

「第５次男女共同参画基本計画」では、Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大、Ⅱ安全・安心な暮らしの実現、Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、Ⅳ推進体制の整備・強化、といった４つの政策領域を定め、ⅠからⅢの下に重点的に取り組む１１の個別分野を設けています。

令和１２（２０３０）年度末までの「基本認識」並びに令和７（２０２５）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

■女性活躍推進等の取組

平成２７（２０１５）年８月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定されました。令和元（２０１９）年６月にはその一部を改正し、本法律のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の関連する法律が改正されました。

これらの法整備により、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置が講じられました。

また、令和３（２０２１）年６月に働き方改革関連法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という。）が改正され、育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などが段階的に施行されています。

■配偶者等からの暴力防止の取組

平成１３（２００１）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。

その後、何度かの改正を経て、令和元(2019)年6月にDV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化されるとともに、保護の適用対象として被害者の同伴家族も含まれることも明確になりました。

また、主に身体的DVを想定していた、被害者への接近などを禁じる裁判所の「保護命令」の対象を、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DVにも広げる内容の改正DV防止法が令和5(2023)年5月に公布されました。

■困難な問題を抱える女性への支援の取組

これまで女性支援は、売春する恐れのある女性の保護更生を図る売春防止法を根拠としていました。しかし、女性をめぐる課題の複雑化を受けて支援を強化する必要性が高まり、令和4(2022)年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援法」という。)が成立しました(施行は令和6(2024)年4月)。

この法律は、日常生活又は社会生活を営む中で、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い現状を改善し、女性の福祉の増進を図るために制定されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することなどが定められています。

■性的マイノリティへの支援の取組

令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・公布されました。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進を求めるものです。

(4) 東京都の動き

東京都では、平成12(2000)年に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を施行し、平成14(2002)年に「男女平等参画のための東京都行動計画」、平成18(2006)年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。その後、平成29(2017)年3月には、「男女平等参画のための東京都行動計画」の3度目の改定にあたり、女性の活躍推進の視点を追加・充

実させた「東京都女性活躍推進計画」を新たに策定し、2度の改定を経た「東京都配偶者暴力対策基本計画」と合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

令和4（2022）年に改定した東京都男女平等参画推進総合計画は、「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」、「根強い固定的性別役割分担意識等の変革」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」の3点を中心に取組を進めていくこととしています。

また、平成30（2018）年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、令和元（2019）年12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

令和4（2022）年11月からは、性的マイノリティのパートナーシップ関係を証明する「東京都パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

（５）区取組

■男女共同参画基本計画

区は、男女がともにいきいきと平等に暮らし、参画してつくる男女共同参画社会を目指し、平成12（2000）年に、区として最初の男女共同参画基本計画と、この計画を推進するための行動プランを策定しました。

その後、平成14（2002）年に中野区男女平等基本条例を制定するとともに、平成19（2007）年に基本計画（第2次）を策定、平成24（2012）年12月、平成30（2018）年3月と改定を重ねています。

平成30（2018）年の基本計画では、『「誰もが自分らしい暮らし方や働き方を選択し、様々な分野に参画し活躍して、健康で安全・安心に生活することができる社会」の実現』を基本理念に掲げ、①自分らしい生き方と働き方、②男女がともに参画する地域社会、③人権が守られる安全・安心な暮らし、という3つの将来像に基づき、課題解決に向けた施策や主な取組を示し、進捗状況を公表しています。

■男女共同参画センター

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた情報の収集・発信、各種講座の開催等の普及・啓発事業を実施しているほか、配偶者暴力相談支援センターなどの機関との連携を担うとともに、女性相談事業を実施しています。

2 計画の性格・位置付け

(1) 計画の性格

この計画は、平成12（2000）年に策定し、平成19（2007）年、平成24（2012）年、平成30（2018）年に改定した「中野区男女共同参画基本計画」を継承したものであり、男女共同参画社会の実現を目指すために、区の基本的考え方と将来像実現のための施策等を明らかにするものです。

(2) 計画の位置付け

■「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「中野区男女平等基本条例」第7条に定める基本的な計画です。

■「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「市町村推進計画」に該当し、将来像1を「中野区女性活躍推進計画」として位置付けます。

■「DV防止法」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に該当し、将来像3施策の方向性①を「中野区DV防止基本計画」として位置付けます。

■「女性支援法」第8条第3項に定める「市町村基本計画」に該当し、将来像3施策の方向性②を「中野区女性支援基本計画」として位置付けます。

■「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」に基づく男女共同参画の推進に係る個別計画であり、関連する他の計画との整合性を図り改定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

4 計画の推進

- 男女共同参画社会の実現に向けて、各施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内関係部署と総合調整を図り進めていきます。
- 計画で示した施策の方向性や取組を着実に推進し、成果指標が目標を達成するよう、定期的に計画の進捗状況調査を実施します。また、進捗状況等の把握・点検を行い、結果を公表するとともに、施策の実施や見直しに反映させていきます。
- 計画改定時には、区民、事業者の男女共同参画に関する意識の変遷や浸透度を捉えるため、また意識啓発の観点も含めて男女共同参画に関する意識調査を実施します。
- 区民及び事業者より男女平等社会の形成に影響を及ぼすことや男女平等社会の形成の促進に関することについて、苦情等の申出があった場合に、必要に応じて調査等を行い、状況の改善に向けて取り組みます。その際、専門的な視点からの判断が必要な場合や、区の施策に対する苦情が寄せられるなど、中立的判断を求められた場合には、「中野区男女平等専門委員会」が審議し、助言を行います。
- 令和6（2024）年4月に施行される女性支援法では、民間団体との協働といった新たな支援の枠組みが求められていることから、民間団体との連携・協働について検討を進めます。
- 区民・団体等の活動が安定的に運営・継続するための活動支援、団体の立ち上げに関する支援、また、相談事業を含めた活動拠点のあり方について検討していきます。

5 基本理念と3つの将来像

基本理念

「誰もが自分らしいライフスタイルを選択でき、男女平等の意識を持ち、健康で安全・安心に暮らせる社会」の実現

上記の基本理念を踏まえ、3つの目指すべき将来像を掲げます。そして、それら目指すべき将来像を実現するための手段としての施策の方向性からなる体系で構成します。

将来像 1

【ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進】

性別に関わりなく、誰もがあらゆる場において自らの意思で個性や能力を発揮し、参画する機会が確保され、自分らしいライフスタイルを選択できている。

将来像 2

【男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革】

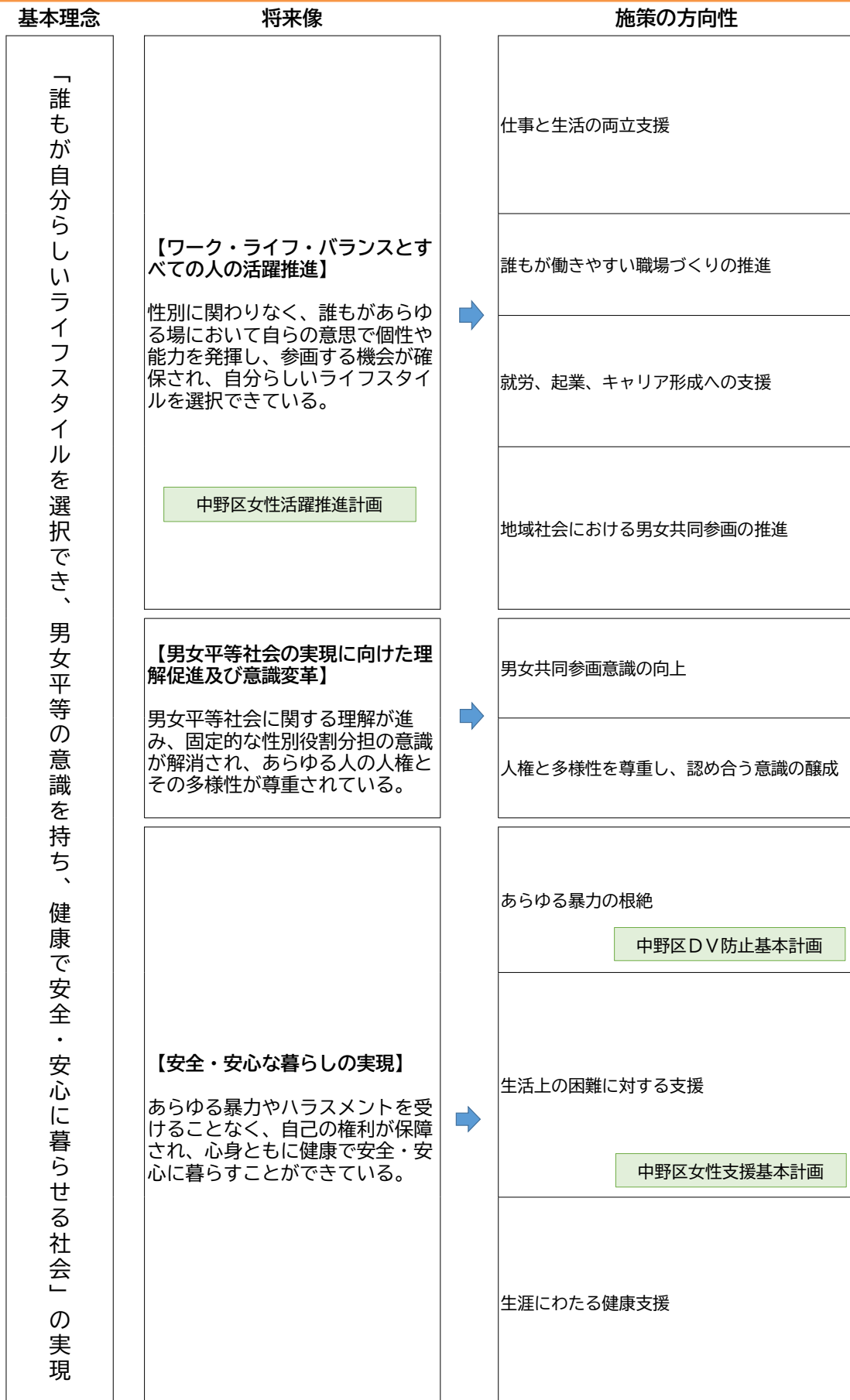
男女平等社会に関する理解が進み、固定的な性別役割分担の意識が解消され、あらゆる人の人権とその多様性が尊重されている。

将来像 3

【安全・安心な暮らしの実現】

あらゆる暴力やハラスメントを受けることなく、自己の権利が保障され、心身ともに健康で安全・安心に暮らすことができている。

6 体系図



主な取組

【事業1】 ワーク・ライフ・バランス関連事業 【事業2】 教育・保育施設確保 【事業3】 延長保育 【事業4】 休日保育 【事業5】 障害児の標準時間保育の推進 【事業6】 保育士等人材確保事業 【事業7】 医療的ケア児支援事業 【事業8】 中野区ファミリー・サポート事業 【事業9】 子育て家庭ホームヘルプサービス 【事業10】 病児・病後児保育 【事業11】 年末保育	【事業12】 学童クラブ整備・運営 【事業13】 学童クラブ待機児童対策 【事業14】 子どもショートステイ 【事業15】 トワイライトステイ 【事業16】 家族介護教室 【事業17】 ケアラー支援の拡充の検討 【事業18】 介護基盤整備 【事業19】 介護人材の確保・育成支援 【事業20】 介護職員宿舎借り上げ支援事業 【事業21】 民間障害児支援事業所運営支援
【再掲1】 ワーク・ライフ・バランス関連事業 【事業22】 事業所における一般事業主行動計画策定の推進 【事業23】 ハラスメント防止に向けた取組 【事業24】 国、東京都との連携による各種制度の周知 【事業25】 中野区職場におけるハラスメントの防止 【事業26】 区における男性職員の育児休業等取得促進	【事業27】 経営・創業相談・診断 【事業28】 どこでも出張相談
【事業29】 国、東京都との連携による各種制度の周知 【事業30】 区の管理職員における女性比率向上に向けた啓発・育成等 【再掲27】 経営・創業相談・診断 【事業31】 女性の就労・再就職支援事業 【事業32】 民間活力を活用したビジネス創出支援事業 【事業33】 企業支援及び就労・求人支援 【事業34】 中野区産業サポートブックの作成、配布	【事業35】 高齢者・若者の就職支援事業 【再掲6】 保育士等人材確保事業 【再掲19】 介護人材の確保・育成支援 【事業36】 障害者就労・雇用促進事業 【事業37】 就労支援プログラム
【事業38】 男女共同参画意識の向上に向けた普及啓発 【事業39】 審議会等における女性参画促進 【事業40】 女性の視点を踏まえた防災に関する講座 【再掲30】 区の管理職員における女性比率向上に向けた啓発・育成等 【事業41】 多様な避難者に対応可能な避難所運営の検討及び啓発の拡充 【事業42】 児童館における子育て活動支援事業 【事業43】 ハイティーン会議・若者会議 【事業44】 一時保育者登録制度	【事業45】 区民公益活動の充実に向けた基盤整備とネットワークづくり 【事業46】 区民団体の活動支援 【事業47】 地域における公益的な活動団体活性化支援事業 【事業48】 なかの生涯学習大学 【事業49】 「介護の日」啓発活動 【事業50】 住民活動支援 【事業51】 学校支援ボランティア制度 【事業52】 職場体験
【事業53】 男女共同参画週間関連事業 【事業54】 区民への情報誌「アンサンブル」の発行 【事業55】 男女平等に関する苦情申し出制度 【再掲38】 男女共同参画意識の向上に向けた普及啓発 【再掲26】 区における男性職員の育児休業等取得促進 【事業56】 両親学級（こんにちは赤ちゃん学級）	【事業57】 父親向け講座の実施 【事業58】 父親の育児参加支援事業
【事業59】 専門相談（人権擁護相談） 【事業60】 申請書・証明書等における性別記載についての点検 【事業61】 人権啓発事業 【事業62】 性的マイノリティに関する理解の促進 【事業63】 ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発	【事業64】 学校等における男女平等に関する実態把握 【事業65】 職員向け人権研修 【事業66】 多様な教育活動に基づいた人権教育・道徳教育 【事業67】 人権教育実践事例集の作成 【事業68】 情報モラル教育
【事業69】 中野区DV防止連絡会 【事業70】 区内公共施設等への「DV相談先カード」の設置 【事業71】 職員向け「被害者支援ガイドブック」の発行 【事業72】 デートDV防止講座 【事業73】 女性への暴力防止に関する講座・展示 【事業74】 相談事業の拡充の検討・実施 【再掲23】 ハラスメント防止に向けた取組 【事業75】 女性相談	【事業76】 中野区安全・安心（防犯）メールによる不審者情報等の区民等への情報提供 【事業77】 防犯設備整備事業 【事業78】 子どもの権利救済機関（子ども相談室）の運営 【事業79】 母子家庭等に対する緊急一時保護 【事業80】 児童相談所の運営 【事業81】 犯罪被害者等相談支援事業 【事業82】 配偶者暴力相談支援センター運営 【事業83】 DV被害者に係る個人情報の保護
【事業84】 支援調整会議の設置 【事業85】 民間団体等と協働した女性支援の検討 【事業86】 区民・団体等の活動拠点のあり方検討 【再掲74】 相談事業の拡充の検討・実施 【事業87】 生理用品の無料配布 【再掲75】 女性相談 【事業88】 母子生活支援施設 【事業89】 ひとり親家庭支援 【事業90】 母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金 【事業91】 学習支援事業 【事業92】 子ども食堂への支援 【事業93】 困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組	【事業94】 妊産婦・乳幼児の保健指導票交付 【再掲9】 子育て家庭ホームヘルプサービス 【事業95】 入院助産 【事業96】 子ども配食事業 【事業97】 若者相談事業 【再掲80】 児童相談所の運営 【事業98】 ヤングケアラー支援 【再掲37】 就労支援プログラム 【事業99】 生活困窮者自立支援制度 【事業100】 受験生チャレンジ支援貸付事業 【事業101】 区営住宅の運営 【事業102】 居住支援体制の推進 【事業103】 就学援助
【事業104】 性に関する知識の普及啓発のための取組 【再掲74】 相談事業の拡充の検討・実施 【再掲75】 女性相談 【再掲84】 支援調整会議の設置 【再掲85】 民間団体等と協働した女性支援の検討 【再掲86】 区民・団体等の活動拠点のあり方検討 【再掲87】 生理用品の無料配布 【事業105】 子どもの健康教育 【事業106】 妊娠相談保健指導事業 【事業107】 不妊相談支援 【事業108】 不妊検査等助成事業 【事業109】 妊産婦相談支援事業 【事業110】 産後ケア事業	【事業111】 産前・産後サポート事業 【事業112】 産前家事支援事業 【事業113】 産後家事・育児支援事業 【事業114】 多胎児家庭支援事業 【事業115】 女性の健康講座 【再掲57】 父親向け講座の実施 【事業116】 がん等健診の実施及び受診勧奨事業の実施 【事業117】 自殺対策の推進 【事業118】 若年層向けこころのちのちの出張講座 【事業119】 勤労者向けはじめてのメンタルヘルズ相談 【事業120】 「生命（いのち）の安全教育」の推進 【事業121】 性教育の授業の実施

7 指標一覧

将来像1 ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進

性別に関わりなく、誰もがあらゆる場において自らの意思で個性や能力を発揮し、参画する機会が確保され、自分らしいライフスタイルを選択できている。

施策の方向性	成果指標	実績	令和10年度 (2028年度) 目標値
仕事と生活 の両立支援	区内介護サービス事業所従事者に対する離職者の割合 出典：介護人材実態調査	15.6% (令和4年度)	10.2%
	学童クラブ待機児童数 出典：中野区資料	83人 (令和5年度)	0人
誰もが働き やすい職場 づくりの推 進	職場における男女の地位が平等だと思ふ区民の割合 出典：区民意識・実態調査	25.3% (令和4年度)	30%
	区における男性職員の育児休業取得率（取得期間1か月以上） 出典：中野区資料	50.0% (令和4年度)	60%
就労、起業、 キャリア形 成への支援	区内における女性の就業率（25歳から44歳） 出典：国勢調査	83.0% (令和2年度)	88%
	区における女性管理職の割合 出典：中野区資料	20.0% (令和5年度)	30%以上

施策の方向性	成果指標	実績	令和10年度 (2028年度) 目標値
地域社会における男女共同参画の推進	地域の活動に参加した区民の割合 出典：健康福祉に関する意識調査	20.9% (令和4年度)	25%
	女性委員の比率が4割を満たす審議会等の割合（委員3人の場合で男女比2対1なら可） 出典：中野区資料	58.7% (令和5年度)	63%

将来像2 男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革

男女平等社会に関する理解が進み、固定的な性別役割分担の意識が解消され、あらゆる人の人権とその多様性が尊重されている。

施策の方向性	成果指標	実績	令和10年度 (2028年度) 目標値
男女共同参画意識の向上	社会全体における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	13.8% (令和4年度)	20%
	固定的な性別役割分担意識を持たない人の割合 出典：男女共同参画意識調査	81.2% (令和4年度)	87%
人権と多様性を尊重し、認め合う意識の醸成	学校教育の場における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	33.0% (令和4年度)	55%
	国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	48.2% (令和4年度)	66%

将来像3 安全・安心な暮らしの実現

あらゆる暴力やハラスメントを受けることなく、自己の権利が保障され、心身ともに健康で安全・安心に暮らすことができる。

施策の方向性	成果指標	実績	令和10年度 (2028年度) 目標値
あらゆる暴力の根絶	DV被害者のうち、相談をした人の割合 出典：男女共同参画意識調査	29.8% (令和4年度)	36%
	「デートDV」の認知度（言葉も内容も理解） 出典：区民意識・実態調査	31.8% (令和4年度)	39%
生活上の困難に対する支援	経済的に困窮する女性を対象とした就労支援を受け就労につながった女性の割合 出典：中野区資料	77.8% (令和4年度)	79%
	ひとり親家庭の生活困難層の割合 出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査	33.9% (令和元年度)	31.9%
生涯にわたる健康支援	妊娠届提出者に係る支援プラン作成割合 出典：中野区資料	84.7% (令和4年度)	90%
	自身の健康状態が「よい」と思う区民の割合 出典：健康福祉に関する意識調査	81.9% (令和4年度)	90%

第2章

計画の内容



将来像1 【ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進】

性別に関わりなく、誰もがあらゆる場において自らの意思で個性や能力を発揮し、参画する機会が確保され、自分らしいライフスタイルを選択できている。

施策の方向性①

仕事と生活の両立支援

現状と課題

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、これまで男女共同参画に関連した講座やパネル展、ホームページや情報誌（アンサンブル）による情報提供などを中心とする取組を行ってきました。

○「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度については、「希望」では「仕事と家庭生活をともに優先」、「現実」では「仕事優先」がそれぞれ最も高くなっています。希望と現実ギャップがあり、望んでいるライフスタイルを選択することが難しい状況にあります。【図表1】

○家事・育児の家庭内での分担の希望は、「男性と女性が同じ程度に分担する」が約7割を占めますが、家事・育児に携わる時間は、男性と比べて、女性の方が多くなっており、希望と現実が伴っていない状況があります。【図表2】

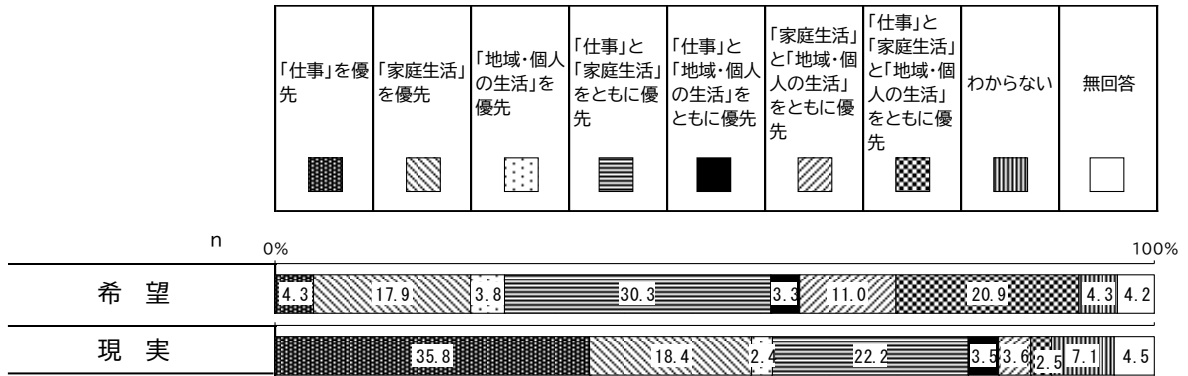
○家庭生活における男女の地位の平等感について「平等」と答えた割合は37.2%となっており、「男性が優遇」「やや男性が優遇」が30.6%、「女性が優遇」「やや女性が優遇」が11.7%となっています。【図表3】

○急速に高齢化が進んでいる中、要支援・要介護認定者数の増加に伴う介護ニーズの増加が見込まれ、仕事を持ちながら介護に携わる人も増加すると考えられます。

○ワーク・ライフ・バランスを図るうえで重要と考えることは、「フレックスタイムやテレワーク勤務などの柔軟な働き方の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「育児・介護に関する社会的サポートの充実」、「職場の理解やトップの意識改革」、「長時間労働の見直し」、「仕事と育児・介護との両立支援制度の充実」と続きます。【図表4】

○働き方や個人の生き方が多様化している中で、それぞれのニーズに対応するために、区は、公的なサービス等の充実を図り、支援するとともに、制度利用等のための情報提供、啓発活動が必要です。

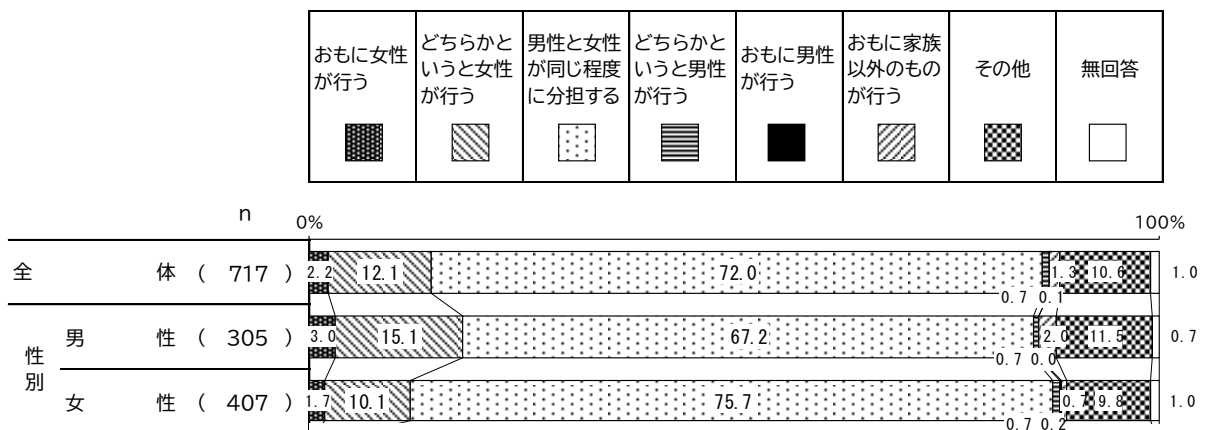
■【図表1】「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度



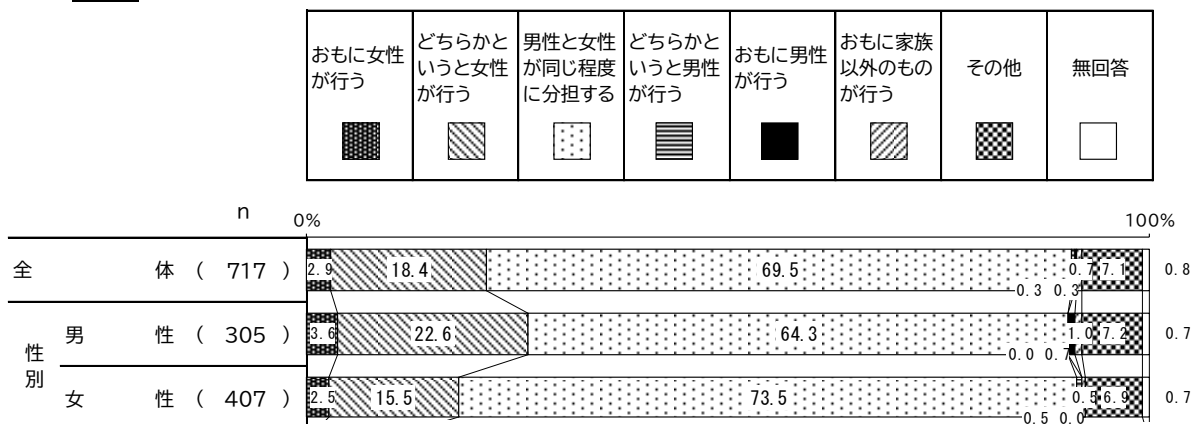
出典：男女共同参画意識調査

■【図表2】家事・育児の分担意識

家事

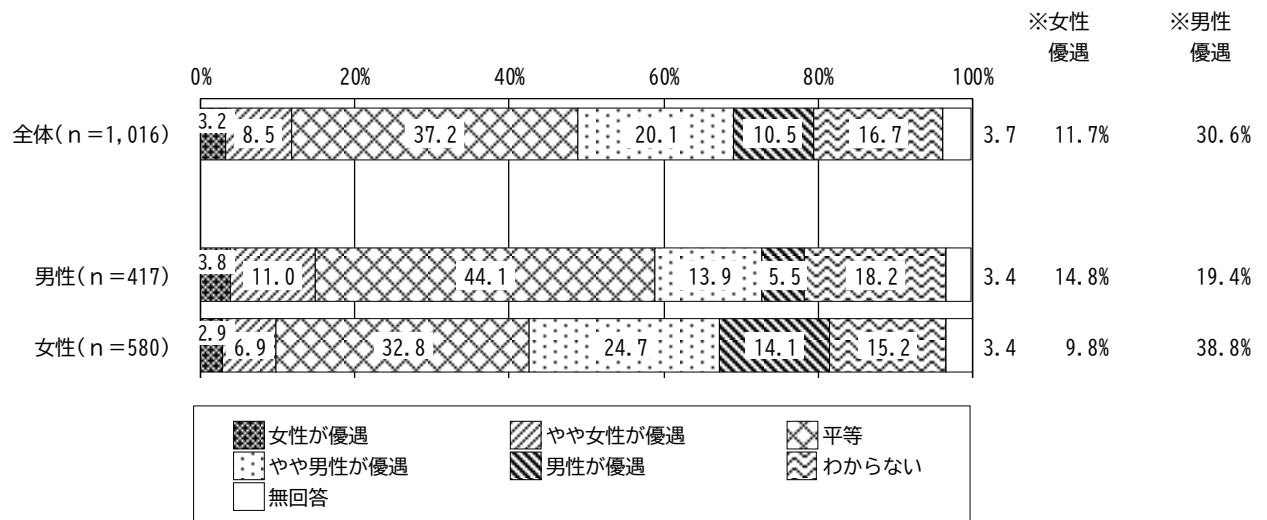


育児



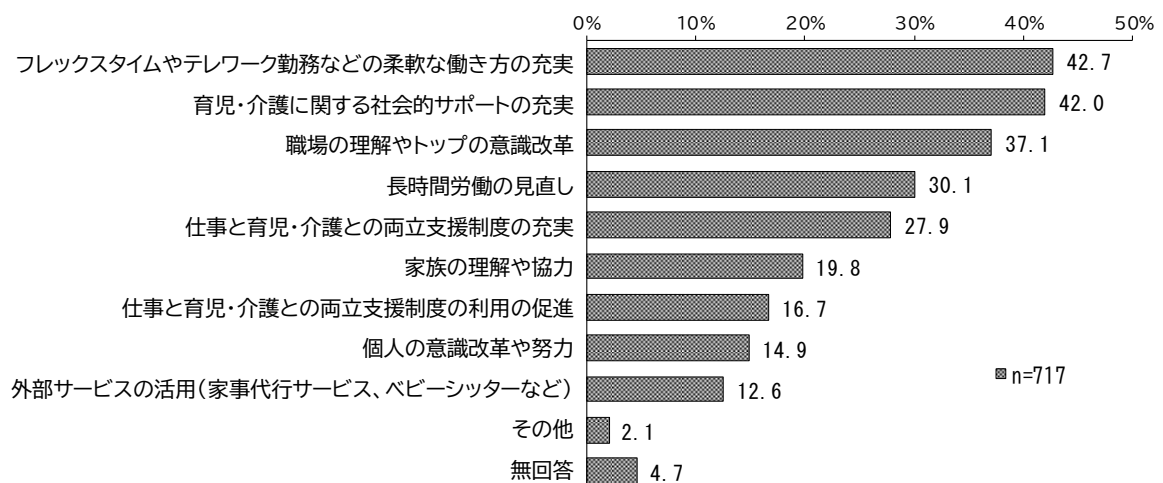
出典：男女共同参画意識調査

■【図表3】家庭生活における男女の地位の平等感



出典：区民意識・実態調査

■【図表4】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るうえで重要なこと



出典：男女共同参画意識調査

成果指標と目標値

成果指標	実績	令和10年度目標値
区内介護サービス事業所従事者に対する離職者の割合	15.6% (令和4年度)	10.2%
学童クラブ待機児童数	83人 (令和5年度)	0人

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	ワーク・ライフ・バランス関連事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた区民、事業者向け事業を実施します。事業所向け講座の実施にあたっては、区内経済団体との共催を図ります。	企画課
2	教育・保育施設確保	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所等の定員を柔軟に変更することなどで、待機児童ゼロを維持します。	保育園・幼稚園課
3	延長保育	通常の利用時間以外に、保育認定を受けた子どもを対象に、保育施設において保育を実施します。	保育園・幼稚園課
4	休日保育	休日に保護者全員が就労等の事由により家庭保育ができないときに、認可保育所で一時的に保育を実施します。	保育園・幼稚園課
5	障害児の標準時間保育の推進	障害児保育の充実を図るため、障害児を標準保育時間（11時間保育）として受け入れた認可保育所に児童の処遇向上に要する経費として障害児標準時間保育加算を支給します。	保育園・幼稚園課
6	保育士等人材確保事業	就職相談・面接会を開催します。また、保育士等の確保のため、事業者の宿舍借り上げに対して補助を行います。	保育園・幼稚園課
7	医療的ケア児支援事業	医療的ケア児についての状況把握、必要な支援や関係機関との連携の調整を行います。また、区立・私立保育園、区立学校等で日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを進めます。	保育園・幼稚園課、育成活動推進課、障害福祉課、学務課
8	中野区ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（援助会員）が会員になり、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動を支援します。保育園の送迎や子どもの預かり（一般援助活動）、病児預かり等（特別援助活動）の子育ての相互援助活動を実施します。	子育て支援課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
9	子育て家庭ホームヘルプサービス	子育て家庭の福祉の向上に資することを目的として、小学生以下等の子どもを養育しているひとり親家庭及び病気の児童がいるその他の子育て家庭の日常生活に著しく支障がある場合に、ホームヘルパーをその家庭（自宅）に派遣し、家事や育児の援助をします。	子育て支援課
10	病児・病後児保育	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に保育を実施することにより、子育てと就労等の両立を支援します。	子育て支援課
11	年末保育	12月29日・30日に保護者が就労その他、やむを得ない事情で家庭での育児が困難なときで他に保育をする方がいない場合に、保護者に代わって保育園で一時的に保育を実施します。	子育て支援課
12	学童クラブ整備・運営	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	育成活動推進課
13	学童クラブ待機児童対策	待機児童が生じている区域に民間学童クラブを誘致します。また、キッズ・プラザや児童館等、多様な放課後の過ごし方を紹介するパンフレットを発行して保護者の理解を進め、待機児童の減少を図ります。	育成活動推進課
14	子どもショートステイ	0歳から18歳の子どもを養育している保護者が、入院や出張、親族の看護等の理由により子どもの養育が一時的に困難な場合、区が委託した施設や協力家庭で宿泊を伴った預かりを行います。	子ども・若者相談課
15	トワイライトステイ	3歳から12歳の子どもを養育している保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する者がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。	子ども・若者相談課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
16	家族介護教室	認知症高齢者をはじめとする介護の必要な対象者のいる家族に、介護方法を学ぶことや家族間の交流を図ることを目的に実施します。	地域包括 ケア推進 課
17	ケアラー支援の 拡充の検討	ケアラーを孤立させないために、支援内容、相談窓口、地域資源等をまとめたマップの作成や、ケアラーが相談しやすい環境を整備するため、SNSを利用した相談体制などを検討します。	地域包括 ケア推進 課
18	介護基盤整備	介護保険制度における地域密着型サービス事業所の整備及び計画調整、特別養護老人ホーム、通所介護施設等の施設整備を行います。	介護・高齢 者支援課
19	介護人材の確保・ 育成支援	介護に関心を持つ者が、介護に関する基本的な知識を習得できる研修を実施することにより、ホームヘルパー等の育成を推進し、介護保険サービス事業所への就労を支援します。	介護・高齢 者支援課
20	介護職員宿舎借 り上げ支援事業	介護保険制度における地域密着型サービス事業所に対して、宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保・定着を図ります。	介護・高齢 者支援課
21	民間障害児支援 事業所運営支援	医療的ケアの必要な子どもが地域で療育が受けられるよう、区内の民間障害児通所支援事業所への運営費補助を行います。	障害福祉 課

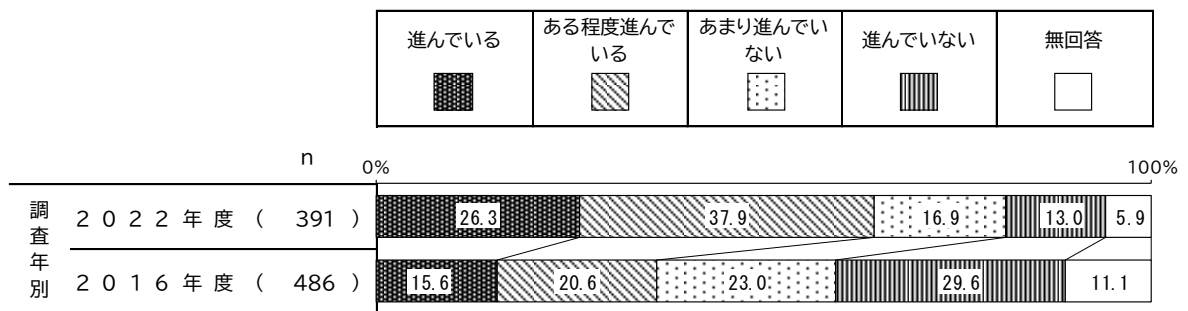
施策の方向性②

誰もが働きやすい職場づくりの推進

現状と課題

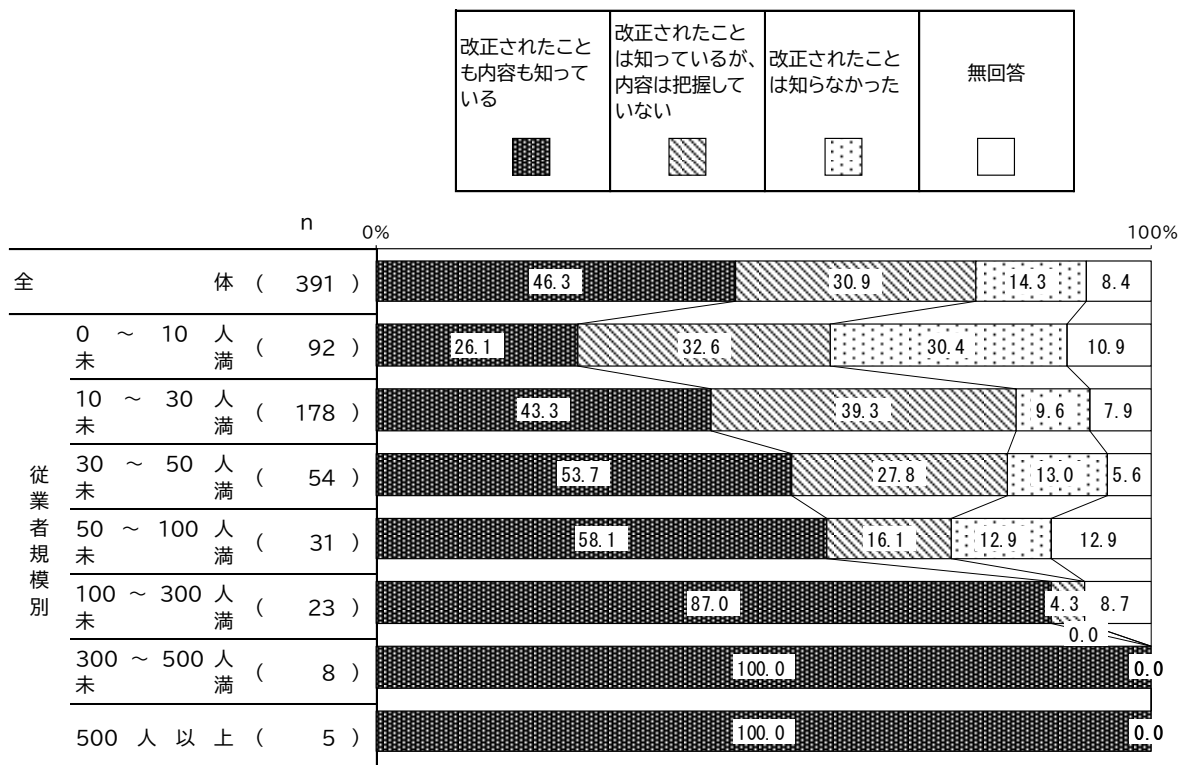
- 前回の計画では、職場における男女の地位が平等と思う区民の割合を、令和4（2022）年度に30%を目標として、一般事業主行動計画策定の推進や事業所・労働者向けセミナーの開催等に取り組みましたが、25.3%という結果になりました。
- 事業所における女性が活躍するための取り組みについて「進んでいる」と「ある程度進んでいる」と回答した割合は、平成28（2016）年度の36.2%と比較して、令和4（2022）年度は64.2%と、28.0ポイント上昇しています。【図表5】
- 育児・介護休業法において、「出生時育児休業」制度の創設等、男性が職場で休みをとりやすい環境整備を促すための改正法が令和4（2022）年から段階的に施行されていますが、区内の10人未満の事業所では、約3割が「改正されたことは知らなかった」という結果でした。【図表6】
- 男性の育児休業の取得促進のための対策は、「行っていない」と回答した事業所の割合は64.5%でした。【図表7】
- 男女がともに働きやすい職場づくりには、ハラスメントの防止も重要です。ハラスメントの多くは職場で発生しています。事業所の「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」対策は、「特に何もしていない」という回答がそれぞれ25.3%、25.1%となっています。【図表8】
- 事業所のワーク・ライフ・バランスについて、「まったく取り組んでいない」と回答した割合は平成28（2016）年度調査より9.1ポイント減少していますが、約1割の事業所は「まったく取り組んでいない」と回答しています。【図表9】
- ワーク・ライフ・バランス実現のために行政に最も取り組んでほしいことは、「ホームページなどにより、ワーク・ライフ・バランスを実現するための制度や支援団体等の情報提供体制の充実」でした。【図表10】
- 誰もが自分らしいライフスタイルを選択できる、より良い職場づくりのため、区は、区内経済団体と連携し、関係法令や助成金制度などを分かりやすく伝えることが求められます。また、一事業主として区役所において良い職場づくりを進め、模範となるような取組が必要です。

■【図表5】事業所における女性が活躍するための取り組み進捗状況



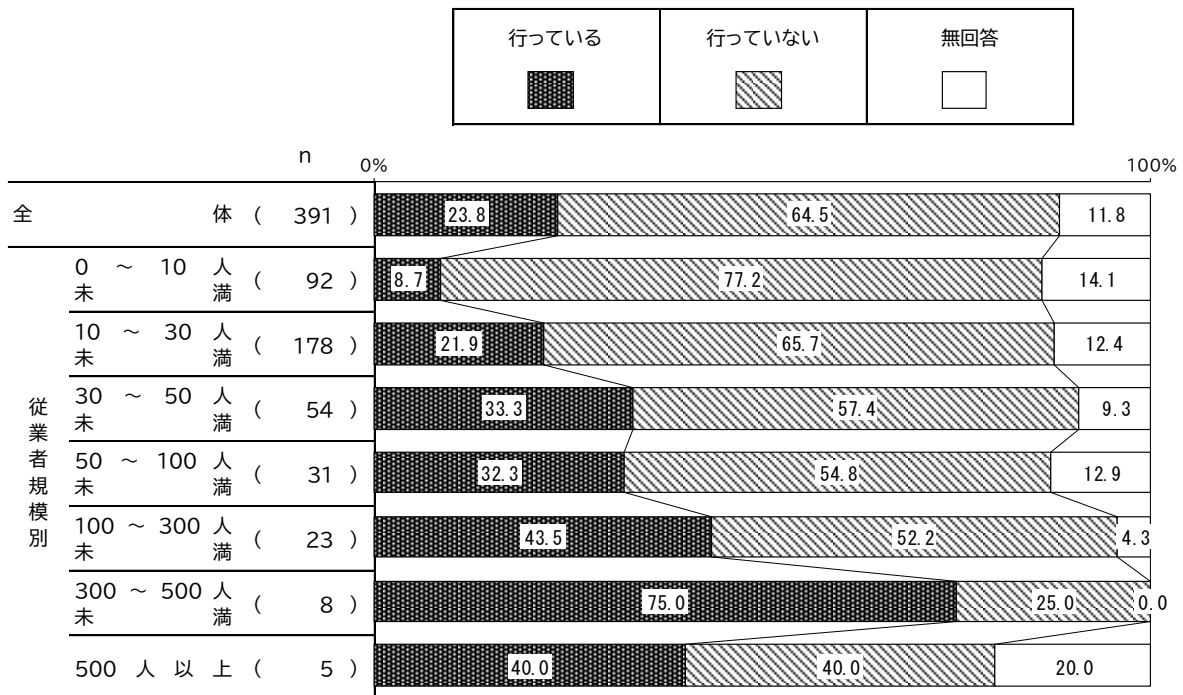
出典：男女共同参画意識調査

■【図表6】事業所における育児・介護休業法改正の認知状況



出典：男女共同参画意識調査

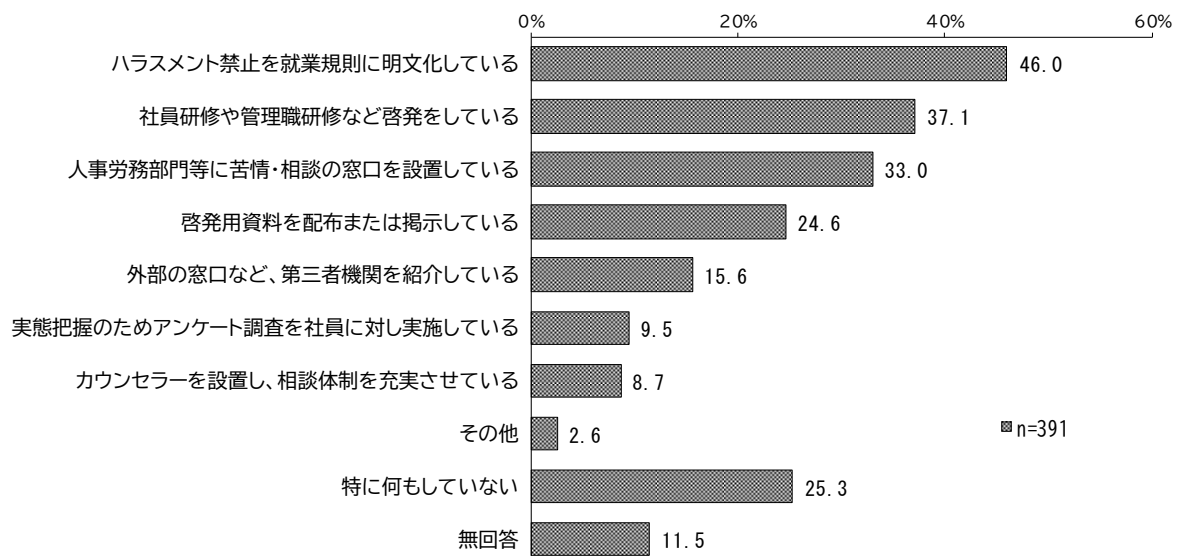
■【図表 7】 事業所における男性の育児休業の取得促進のための対策



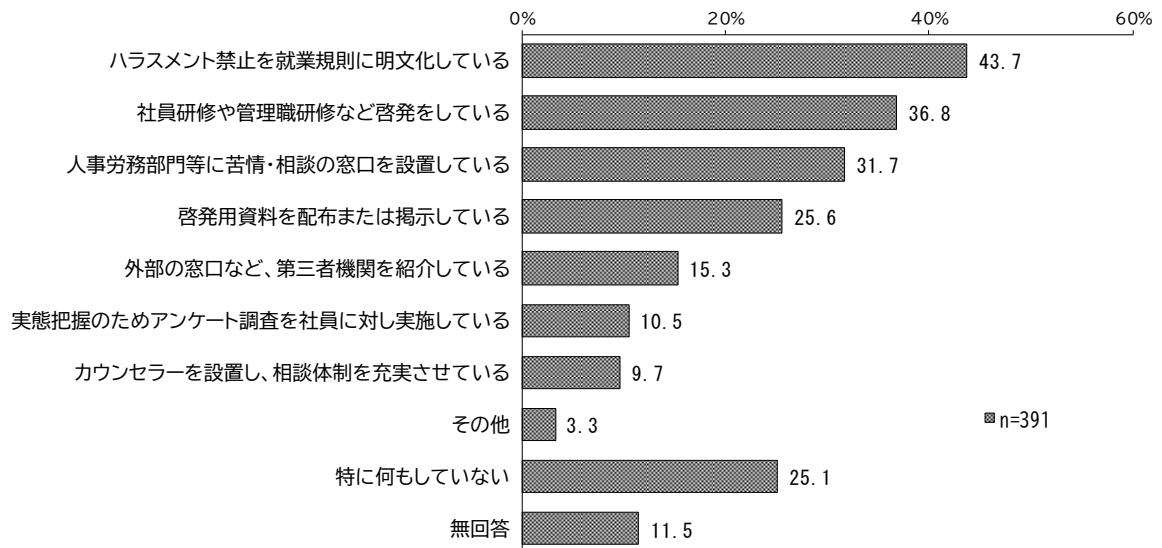
出典：男女共同参画意識調査

■【図表 8】 事業所におけるハラスメント対策

セクシュアル・ハラスメント

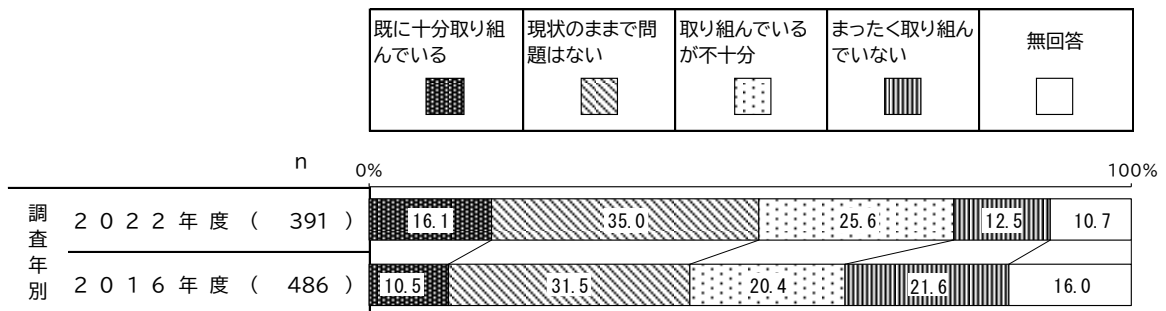


パワー・ハラスメント



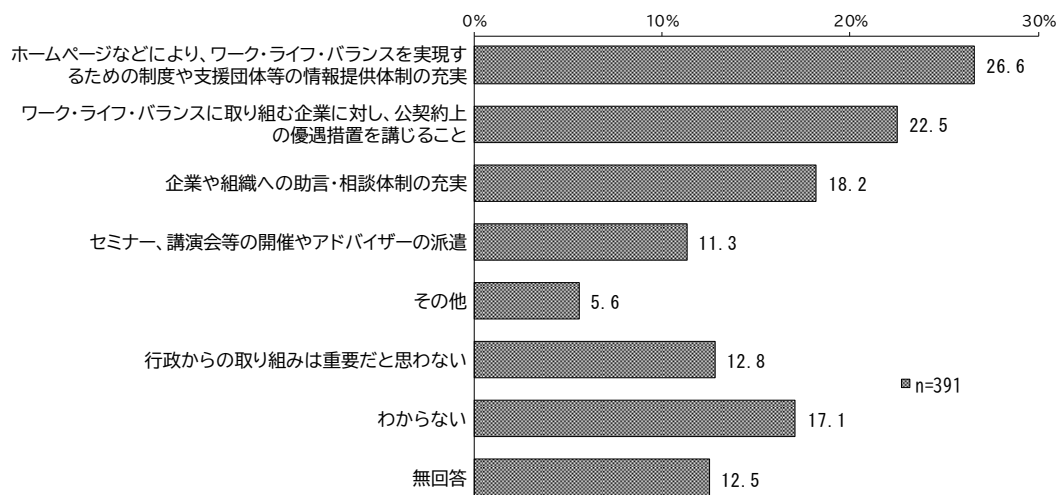
出典：男女共同参画意識調査

【図表 9】 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況



出典：男女共同参画意識調査

【図表 10】 ワーク・ライフ・バランスの実現のため行政に望むこと



出典：男女共同参画意識調査

成果指標と 目標値

成果指標	実績	令和10年度 目標値
職場における男女の地位が平等だと思 う区民の割合	25.3% (令和4年度)	30%
区における男性職員の育児休業取得率 (取得期間1か月以上)	50.0% (令和4年度)	60%

主な取組

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 1	ワーク・ライフ・ バランス関連事 業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた 区民、事業者向け事業を実施します。事業 者向け講座の実施にあたっては、区内経済 団体との共催を図ります。	企画課
22	事業所における 一般事業主行動 計画策定の推進	男女共同参画推進のために、女性活躍推進 法による一般事業主行動計画が一層充実 したものとなるよう、区内経済団体と協力 しながら事業者向けの講座を実施するな ど、分かりやすく情報を届けることで、計 画策定の推進を図ります。	企画課
23	ハラスメント防 止に向けた取組	ハラスメント防止に向け、講座、パネル展 などを通して区民、事業者に対して普及啓 発を行います。また、相談窓口を周知しま す。	企画課
24	国、東京都との連 携による各種制 度の周知	国、東京都と連携し、ワーク・ライフ・バ ランスに関する啓発物の配布、各種法令・ 制度を周知します。	企画課
25	中野区職場にお けるハラスメン トの防止	「中野区職場におけるハラスメントの防 止に関する基本方針」に基づき、ハラスメ ントの防止及び良好な職場環境づくりに 努めます。また、ハラスメントの相談体制 等の周知や、防止に向けた研修を充実しま す。	企画課 職員課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
26	区における男性 職員の育児休業 等取得促進	男性職員の育児休業や育児関連休暇の取得等により育児参加を促進し、性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備、家庭や育児に参加しやすい組織風土の醸成を図っていきます。	職員課
27	経営・創業相談・ 診断	区内事業者向けの経営相談。創業者や創業予定者向けの経営相談を実施します。	産業振興課
28	どこでも出張相 談	区内の中小企業者や創業予定者向けに、中小企業診断士による無料の出張経営相談を実施します。	産業振興課

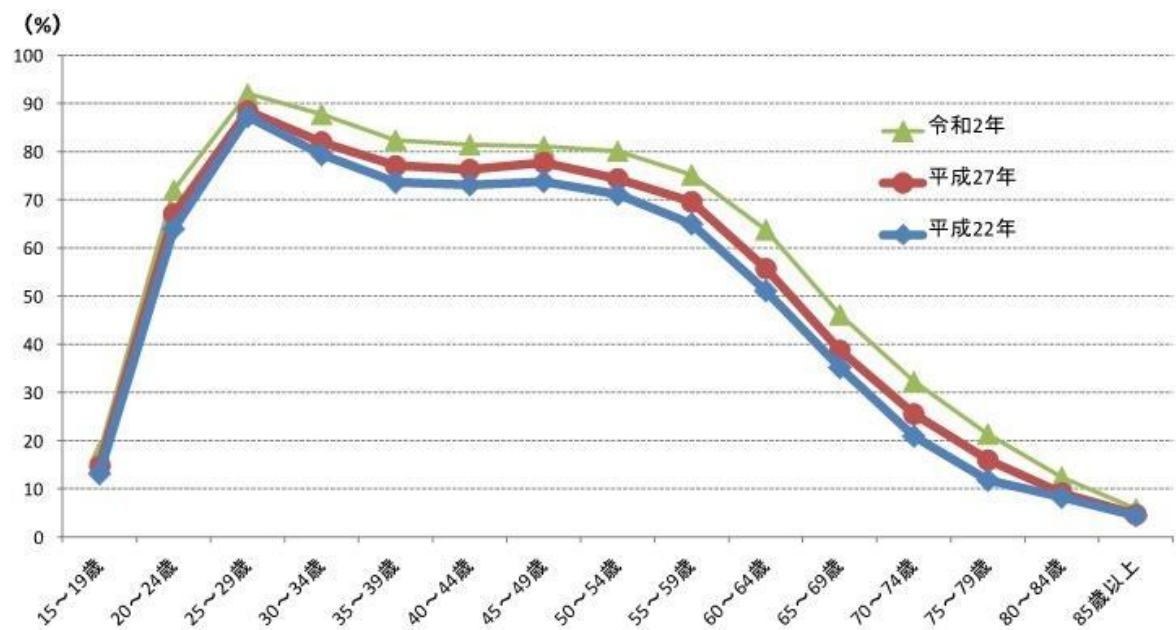
施策の方向性③

就労、起業、キャリア形成への支援

現状と課題

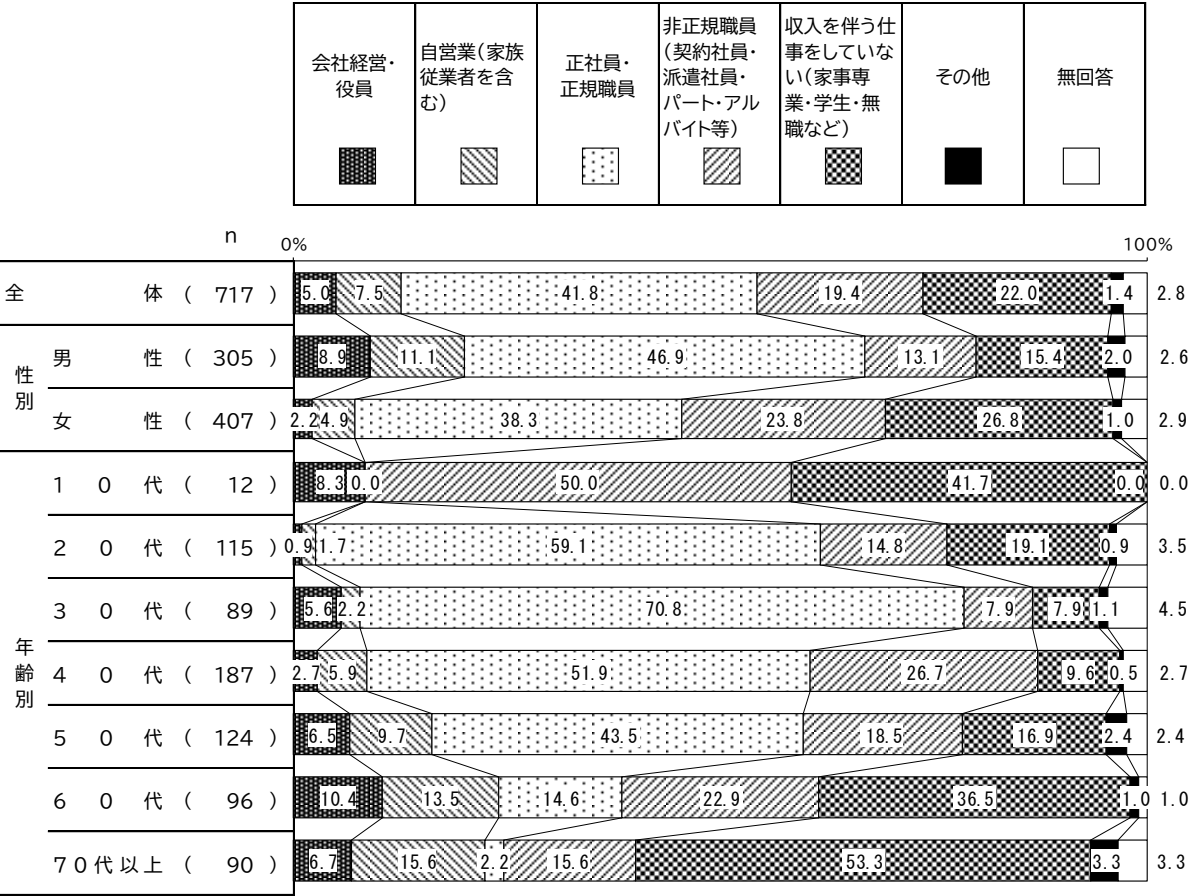
- 区内における女性の就業率（25歳から44歳）は、平成27（2015）年度は77.7%でしたが、令和2（2020）年度は83.0%に上昇しています。（平成27年、令和2年国勢調査）
- 女性の就業状況について、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブ問題は改善傾向にあります。【図表11】
- 正規雇用は男性、非正規雇用は女性が多く、就業継続はしていても、結婚、出産をきっかけに、働く時間等を選びやすい非正規雇用を選択している場合があります。【図表12】
- 正規雇用以外の労働者は、能力開発やキャリア形成の機会が限られ、賃金・勤務制度の格差等が生じる場合があります。新型コロナウイルス感染症拡大による景気悪化は、特に非正規雇用者について強く影響が表れました。
- 前回の計画では、区における女性管理職の割合を、平成28（2016）年度の22.2%から、令和4（2022）年度に30%とする目標を掲げ、令和2（2020）年度には29.8%となりました。しかし、その後は低下し、令和4（2022）年度は22.7%、令和5（2023）年度は20.0%となっています。
- 多様な生き方・働き方があることを前提に、誰もが生き生きと働くことができる環境づくりに向けて、就労やキャリア形成等における、区の支援が必要です。また、一事業主として区役所の女性管理職割合を高めるなど、模範となるような取組が必要です。

■【図表１１】中野区における女性の５歳階級別労働力率（１５歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）



出典：国勢調査

■【図表１２】収入を伴う仕事の有無



出典：男女共同参画意識調査

成果指標と
目標値

成果指標	実績	令和10年度 目標値
区内における女性の就業率（25歳から44歳）	83.0% （令和2年度）	88%
区における女性管理職の割合	20.0% （令和5年度）	30%以上

主な取組

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
29	国、東京都との連携による各種制度の周知	国、東京都と連携し、就労、起業、キャリア形成支援に関する啓発物の配布、各種法令・制度を周知します。	企画課
30	区の管理職員における女性比率向上に向けた啓発・育成等	女性職員の昇任に対する不安解消や支援のため、女性管理職等との意見交換会等を実施します。併せて、仕事と家庭が両立でき、職員の持てる能力が十分発揮できるよう、管理職を中心に、職場全体でサポートできる体制を整備します。	職員課
再掲 27	経営・創業相談・診断	区内事業者向けの経営相談。創業者や創業予定者向けの経営相談を実施します。	産業振興課
31	女性の就労・再就職支援事業	（公財）東京しごと財団との共催事業。女性の再就職に必要となるスキルの能力開発と離職ブランクを回復するための支援をします。	産業振興課
32	民間活力を活用したビジネス創出支援事業	商工会議所中野支部や金融機関などと連携して創業の支援を行います。	産業振興課
33	企業支援及び就労・求人支援	区内事業者の円滑な人材確保と区民の就労機会を創出するため、ハローワーク等と連携してマッチングイベントを実施します。	産業振興課
34	中野区産業サポートブックの作成、配布	区内創業予定者及び中小企業者に向けて、中野区やその他支援機関が行っている支援事業の概要を紹介します。	産業振興課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
35	高齢者・若者の就職支援事業	ハローワーク、杉並区との共催事業。就労を希望する高齢者や若者と事業者とをマッチングするイベントや、セミナーを実施します。	産業振興課
再掲 6	保育士等人材確保事業	就職相談・面接会を開催します。また、保育士等の確保のため、事業者の宿舍借り上げに対して補助を行います。	保育園・幼稚園課
再掲 19	介護人材の確保・育成支援	介護に関心を持つ者が、介護に関する基本的な知識を習得できる研修を実施することにより、ホームヘルパー等の育成を推進し、介護保険サービス事業所への就労を支援します。	介護・高齢者支援課
36	障害者就労・雇用促進事業	障害のある人が、各々の希望に応じた働き方や働く場を選択でき、就職後も安心して就労継続ができるよう支援を行います。企業に向けては、国や東京都の障害者雇用に関する制度の紹介や障害に関する情報提供を行います。	障害福祉課
37	就労支援プログラム	関係機関と連携し、生活困窮者等に対し、就職支援ナビゲーターによる職業相談、職業あっ旋・支援プランの作成、求人端末による求人情報の提供等による支援を実施します。また、直ちに一般就労を目指すことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行う就労準備支援事業を行います。	生活援護課

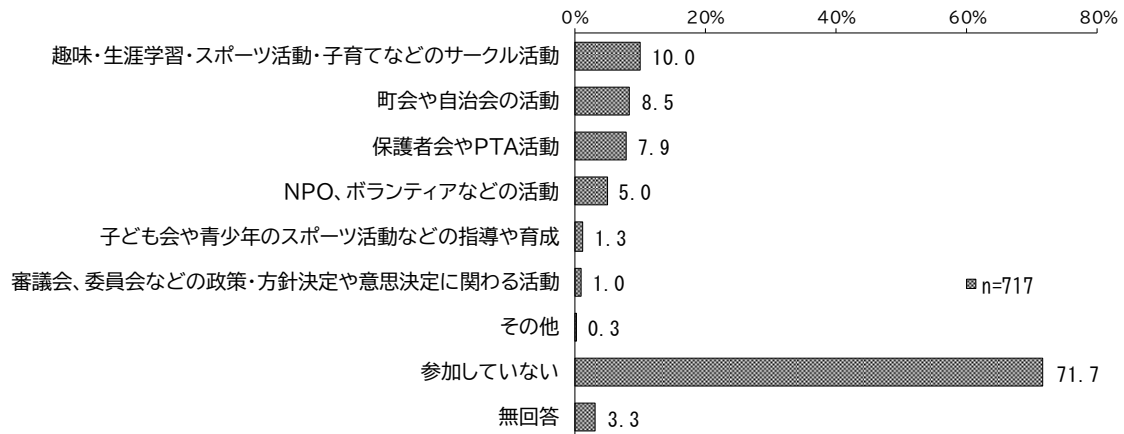
施策の方向性④

地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

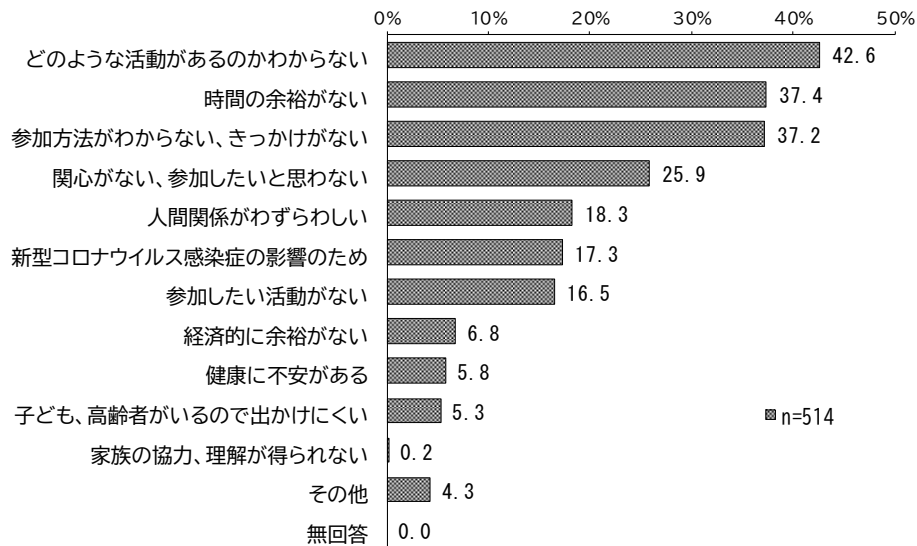
- 急速な少子高齢化、近隣関係の希薄化が言われる中で、安心して暮らすためには、地域におけるコミュニティに男性も女性も参画し、多様な意見が活動に反映されることが重要です。そうすることで、女性や子ども、高齢者などあらゆる人々への配慮が進むものと考えられます。
- 地域のコミュニティにおける活動を始め、ボランティア、NPOなどの様々な活動への参加機会創出も重要ですが、1年間で参加した地域活動について、71.7%が、「参加していない」という回答でした。理由としては、「どのような活動があるのかわからない」という回答が最も多く、情報の周知のほか、きっかけづくりが必要です。【図表13、14】
- 保護者会、PTA、町会・自治会、商店街など身近な地域社会の活動は女性が多い傾向ですが、男女共同参画のためには、働く世代の男性の参加のしやすさも必要です。
- 地域コミュニティの意思決定層の女性割合は低く、地域活動に多様な意見を反映するため、女性の意思決定層への参画機会が増えることが望まれます。
- 東日本大震災などで、災害時における女性や子ども、脆弱な状況にある人々の、避難所生活環境への配慮が着目されるようになりました。地域防災会など防災分野での男女共同参画が進むことは、災害対策について、日常的に女性の視点を取り入れることになり、地域防災において、誰もが取り残されないために重要なことです。
- 区の各種審議会等の女性委員の割合について、4割を満たす会議体は58.7%となっています。増加してはいるものの、まだ低い状況にあります。
- 女性の意見が国や自治体の行政に、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」と思う区民の割合は49.1%であり、男女共同参画社会の実現には、政策や方針決定の過程への女性の参画が必要です。【図表15】

■【図表１３】この１年間で参加した地域の活動



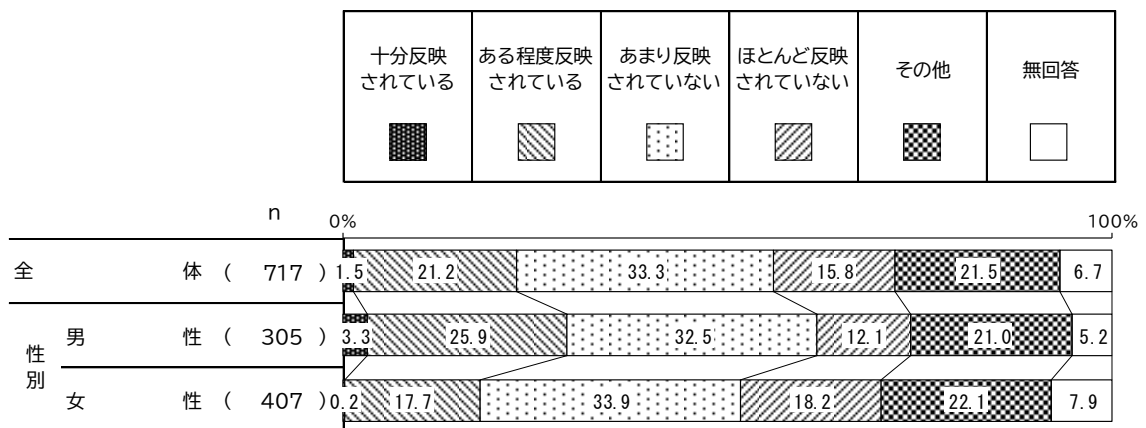
出典：男女共同参画意識調査

■【図表１４】地域活動に参加していない理由



出典：男女共同参画意識調査

■【図表１５】行政における女性意見の反映度合い



出典：男女共同参画意識調査

成果指標と
目標値

成果指標	実績	令和10年度 目標値
地域の活動に参加した区民の割合	20.9% (令和4年度)	25%
女性委員の比率が4割を満たす審議会等の割合（委員3人の場合で男女比2対1なら可）	58.7% (令和5年度)	63%

主な取組

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
38	男女共同参画意識の向上に向けた普及啓発	HP、掲示板等を活用し、区をはじめ、国、東京都の男女共同参画意識の向上に向けた取組や事業を周知します。	企画課
39	審議会等における女性参画促進	政策決定過程の一つである各審議会等において、女性委員の比率を40%以上とすることを目標とし、調査を実施します。女性委員の比率が低い審議会等については、改善を依頼します。	企画課
40	女性の視点を踏まえた防災に関する講座	防災における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を踏まえた避難所運営等について、職員、地域住民等を対象に講座を実施します。	企画課、職員課、防災危機管理課
再掲 30	区の管理職員における女性比率向上に向けた啓発・育成等	女性職員の昇任に対する不安解消や支援のため、女性管理職等との意見交換会等を実施します。併せて、仕事と家庭が両立でき、職員の持てる能力が十分発揮できるよう、管理職を中心に、職場全体でサポートできる体制を整備します。	職員課
41	多様な避難者に対応可能な避難所運営の検討及び啓発の拡充	多様な避難者に配慮した備蓄物資を整備するとともに、災害時においても避難所等において、要配慮者に対する十分な支援が行われるよう、避難所運営会議や防災訓練において、意識の醸成を推進します。	防災危機管理課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
4 2	児童館における 子育て活動支援 事業	地域の子育て支援活動を活性化するため、児童館における、子育てを支援する仲間づくりを推進する取組や活動の場の提供を充実するなど、区民・子育て関連団体等の子育て支援活動の拠点としての機能を強化します。	育成活動推進課
4 3	ハイティーン会議・若者会議	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に活かすことを目的に、中高生年代対象のハイティーン会議や大学生・社会人対象の若者会議を開催します。	育成活動推進課
4 4	一時保育者登録 制度	乳幼児をもつ区民の社会活動への参加及び地域社会における豊かな市民活動を促進するために、区及び区民が実施する各種事業等に伴う一時保育に従事する保育者の登録を実施します。	育成活動推進課
4 5	区民公益活動の 充実に向けた基 盤整備とネット ワークづくり	区民公益活動の活性化及び住民参加の促進を図るため、地域団体活動情報の簡易な発信と容易な取得が可能なWEBアプリを導入します。併せてWEBアプリ活用促進の研修、地域課題分析のための地域データの基盤整備を行います。	地域活動推進課
4 6	区民団体の活動 支援	区民団体等への公益活動に関する相談、助言のほか、区民団体向けの講座・イベントを開催します。	地域活動推進課
4 7	地域における公 益的な活動団体 活性化支援事業	チャレンジ基金助成、政策助成の利用促進及び団体育成・自立に向けた伴走的支援を実施します。	地域活動推進課
4 8	なかの生涯学習 大学	55歳以上の区民を対象に、その豊かな経験を活かして仲間づくりや地域・社会活動のスタートができるよう現代社会の課題や地域の現状を学習する3年間進級制の講座を実施します。	地域活動推進課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
49	「介護の日」啓発活動	「介護の日」にちなみ、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するイベントを開催します。	介護・高齢者支援課
50	住民活動支援	高齢者の仲間づくりや居場所づくりを進めるため、交流の場の充実を図ります。特に男性は地域の居場所や活動につながりにくい傾向があるため、参加促進の取組を強化します。	介護・高齢者支援課
51	学校支援ボランティア制度	子どもたちの「豊かな人間性や社会性の育成」のために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育成し、「地域力」を向上・強化します。	子ども・教育政策課
52	職場体験	中学生に、望ましい社会性、勤労観、職業観を育成し、自立や社会参加を促す教育を充実しています。全中学校の第2学年が対象です。	学務課

将来像2 【男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革】

男女平等社会に関する理解が進み、固定的な性別役割分担の意識が解消され、あらゆる人の人権とその多様性が尊重されている。

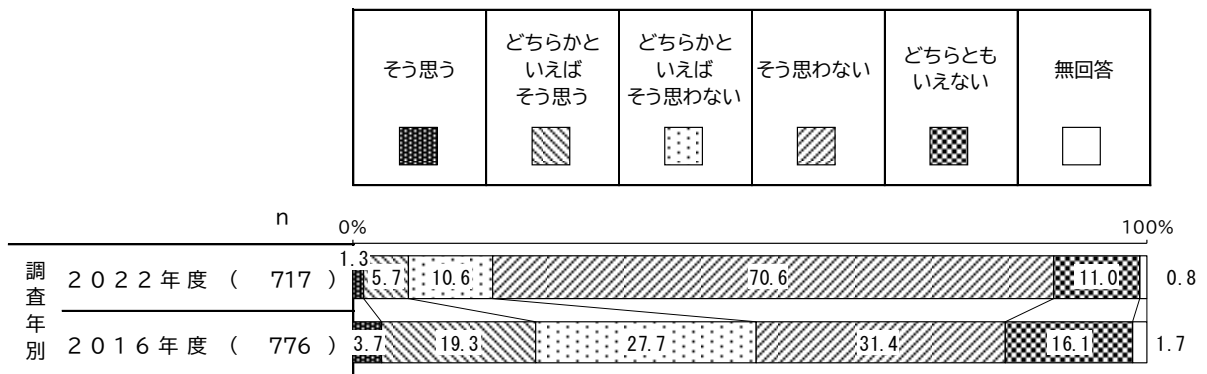
施策の方向性①

男女共同参画意識の向上

現状と課題

- 前回計画において、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識を持たない人の割合を65%とする目標に向け、講座や情報誌の発行、パネル展示などに取り組んできましたが、81.2%と大きな意識の向上が見られました。【図表16】
- 一方、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」について、男女で回答割合に差がありました。
- 社会全体における男女の地位の平等感について「平等」と答えた割合は13.8%で、男性18.9%、女性10.3%で差があり、男女差が見受けられます。また、家庭生活や職場における男女の地位の平等感について「平等」と答えた割合は、それぞれ37.2%、25.3%となっており、それと比較して低い状況にあります。【図表17】
- 家庭や仕事場での男女平等意識は高まっているものの、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は根強く残っている状況があることが考えられます。
- 固定的な性別役割分担意識などの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないよう、男性の家庭生活への参画を促進するための取組等を通じて、男女双方の意識改革と理解の促進を図る取組を進めていく必要があります。

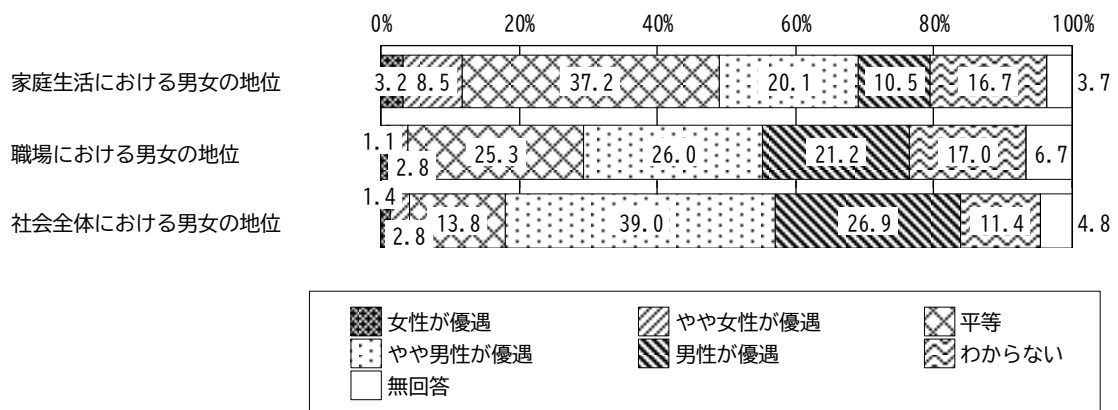
■【図表１６】「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という性別役割分担意識についての区民の考え方（経年変化）



※2016年度の調査では、回答選択肢が「そう思う」は「賛成」、「どちらかといえばそう思う」は「ほぼ賛成」、「どちらかといえばそう思わない」は「ほぼ反対」、「そう思わない」は「反対」で聴取している

出典：男女共同参画意識調査

■【図表１７】家庭生活、職場、社会における男女の地位の平等感



出典：区民意識・実態調査

成果指標と目標値

成果指標	実績	令和10年度目標値
社会全体における男女の地位が平等だと思う区民の割合	13.8% (令和4年度)	20%
固定的な性別役割分担意識を持たない人の割合	81.2% (令和4年度)	87%

主な取組

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
53	男女共同参画週間関連事業	内閣府が定める毎年6月の「男女共同参画週間」に合わせ、男女共同参画の視点による講演会、パネル展を実施します。	企画課
54	区民への情報誌「アンサンブル」の発行	区の男女平等・男女共同参画施策の動きについて、定期的に情報誌「アンサンブル」を発行することにより周知を図ります。編集委員は区民公募によります。	企画課
55	男女平等に関する苦情申出制度	「男女平等社会の形成に影響を及ぼすこと」又は「男女平等社会の形成の促進に関すること」について、区民又は事業者は、区長に対し、苦情等の申出をすることができます。 区長が特に必要であると認めるものについては、中野区男女平等専門委員会の助言を求めるものとします。	企画課
再掲 38	男女共同参画意識の向上に向けた普及啓発	HP、掲示板等を活用し、区をはじめ、国、東京都の男女共同参画意識の向上に向けた取組や事業を周知します。	企画課
再掲 26	区における男性職員の育児休業等取得促進	男性職員の育児休業や育児関連休暇の取得等により育児参加を促進し、性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備、家庭や育児に参加しやすい組織風土の醸成を図っていきます。	職員課
56	両親学級（こんにちは赤ちゃん学級）	初妊婦とその家族（夫）を対象に、妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりを促します。	地域包括ケア推進課
57	父親向け講座の実施	赤ちゃんを迎える父親（パートナー）を対象に、産前に準備しておくこと、産後の乗り越え方、子育ての対処法等について学ぶ機会と、父親になることについて参加者同士話し合える場を提供します。	地域包括ケア推進課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
58	父親の育児参加 支援事業	男性の育児知識や家事能力の向上のため、 父親等向け地域育児相談会、離乳食講習会 を実施するなど、継続的な支援を行っています。	地域包括ケ ア推進課

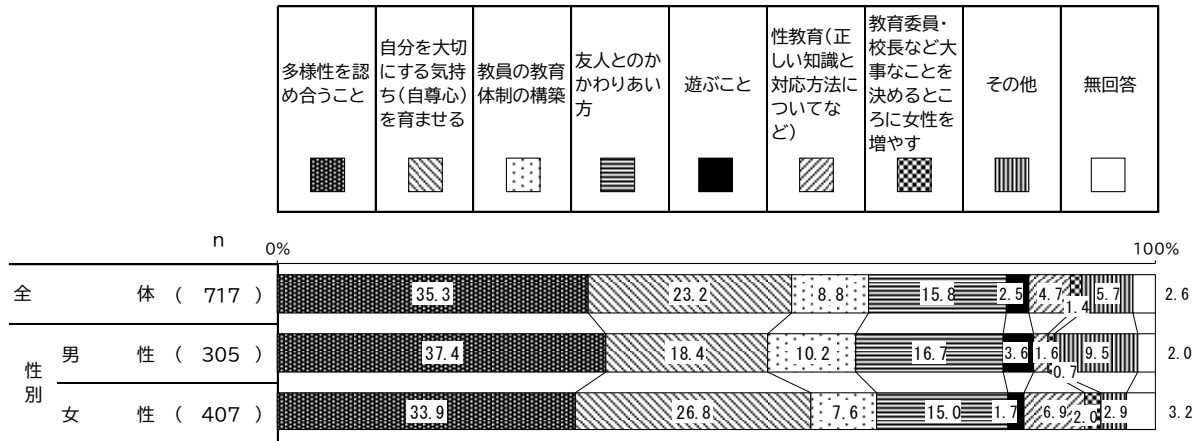
施策の方向性②

人権と多様性を尊重し、認め合う意識の醸成

現状と課題

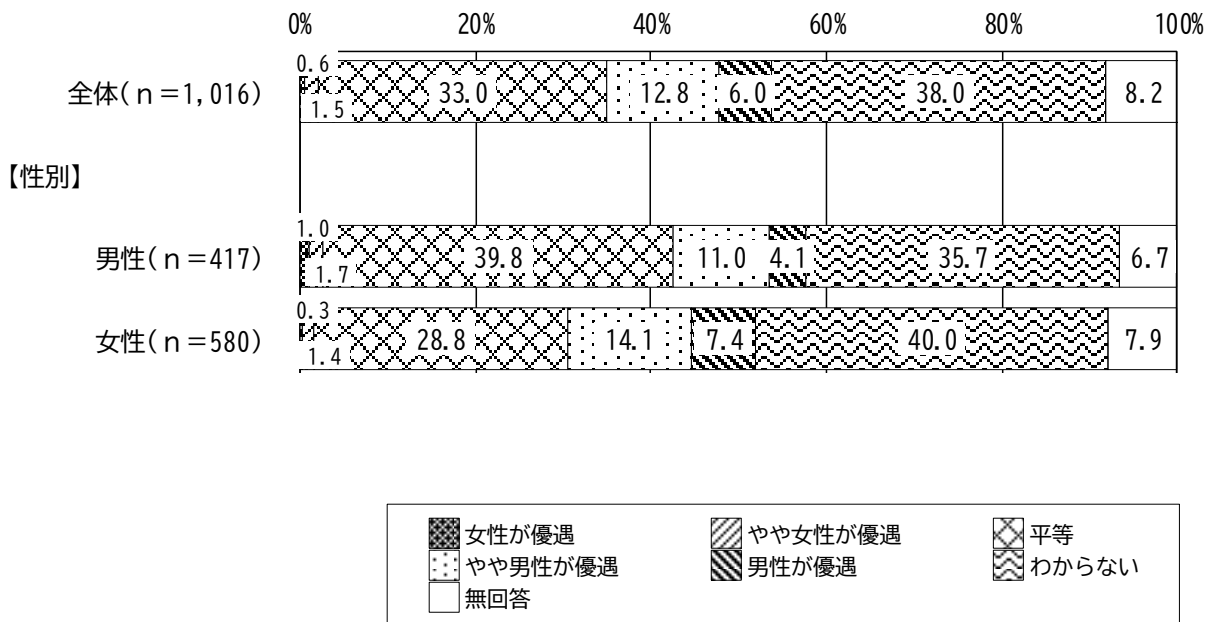
- 区、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことのできる中野のまちを実現することを目的とし、令和4（2022）年3月、「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を策定し、取組を進めているところです。
- 学校教育の場で特にどのようなことに力を入れる必要があるかということについては、「多様性を認め合うこと」を求める意見が35.3%と最も高く、次いで、「自分を大切にすること（自尊心）を育ませる」が23.2%、「友人とのかかわりあい方」が15.8%と続きます。【図表18】
- 前回の計画では、学校生活の場における男女の地位が平等と思う区民の割合を、44.3%から令和4（2022）年度に55%とする目標を掲げましたが、33.0%という結果となりました。この現状を改善するために、原因等の把握に努める必要があります。【図表19】
- 近年、「性の多様性」についての社会的な認識が急速に高まっていますが、性的マイノリティに対する日常生活の中での偏見や差別などが未だに残存し、人権に関わる問題も発生しています。そのため、性的マイノリティの人たちの中には、カミングアウトすることで相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えている人がいます。
- 障害があること、外国人であること等に加え、女性や性的マイノリティであること等により複合的に困難な状況に置かれている場合があります。このような人々についての正しい理解を深めること、人権に関する啓発活動に取り組むこと、また相談体制を整えることは、多様性を尊重する社会につながるものと考えます。
- インターネットの普及に伴い、SNS等を利用した誹謗中傷等、子どもが被害者や加害者になり、トラブルに巻き込まれる事案が発生しています。
- インターネット上の誹謗中傷も重大な人権侵害です。被害者にも加害者にもならないようにする、また、子どもたちを守る観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発・教育を行う必要があります。

■【図表１８】学校教育の場で特にどのようなことに力を入れる必要があるか



出典：男女共同参画意識調査

■【図表１９】学校教育の場における男女の地位が平等だと思う区民の割合



出典：区民意識・実態調査

成果指標と
目標値

成果指標	実績	令和10年度 目標値
学校教育の場における男女の地位が平等 だと思う区民の割合	33.0% (令和4年度)	55%
国籍や文化、年齢、障害、性別などが異 なる多様な人々が暮らす中で、人権や価 値観が尊重されていると思う区民の割合	48.2% (令和4年度)	66%

主な取組

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
59	専門相談（人権擁護相談）	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせなど人権侵害に関することについて、毎月第1火曜日に専門相談を実施します。法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員が相談員を担当します。	企画課
60	申請書・証明書等における性別記載についての点検	性別を理由とする偏見や差別を無くし、男女共同参画社会の実現に資するため、各課で使用する申請書・証明書における性別記載の必要性について点検を実施します。	企画課
61	人権啓発事業	生命の安全に限らず、現代社会において意識すべきあらゆる差別やハラスメントをなくすため、普及啓発イベントや講演会、啓発冊子の作成等を実施していきます。また、「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」の周知に取り組んでいきます。	企画課
62	性的マイノリティに関する理解の促進	区民や事業所に対し、多様な性に関する理解促進を図るため、パートナーシップ宣誓制度及び区民向け講座を実施します。また、当事者の困りごと等に対応するため、性的マイノリティに関する相談事業を実施します。	企画課
63	ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発	全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化を実現するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施します。	企画課
64	学校等における男女平等に関する実態把握	今後の施策の参考とするため、学校、大学等と連携し、男女平等に関する状況を把握します。	企画課
65	職員向け人権研修	同和問題、性的マイノリティへの差別等、様々な人権課題について、職員向けの研修を実施します。	企画課 職員課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
66	多様な教育活動 に基づいた人権 教育・道徳教育	子どもたち一人ひとりの個性を認め、褒め、励まし、認め合い、学び合う学習や異年齢の交流活動などをおして、児童・生徒の自己肯定感や自己有用感、自他の生命を尊重する心を育みます。また、道徳教育の充実により、自己の生き方や他者との関わりについて考え、主体的に判断・行動できる人を育てるとともに、豊かな体験をおして、地域を大切にする心や社会性を育みます。	指導室
67	人権教育実践事例集の作成	学校における人権教育のより一層の充実を図るために実践事例集を作成します。各学校は、この資料を活用し人権教育の全体計画や年間計画を作成するとともに、教育環境の整備を図り、人権教育を通して組織的に心の教育の充実を図ります。	指導室
68	情報モラル教育	インターネット上の犯罪被害やSNS等を通じたネットいじめの防止を図るため、情報モラル教育を充実するとともに、学校や家庭において、情報を正しく安全に活用できる能力や自他を尊重する心を養います。	指導室

将来像3 【安全・安心な暮らしの実現】

あらゆる暴力やハラスメントを受けることなく、自己の権利が保障され、心身ともに健康で安全・安心に暮らすことができる。

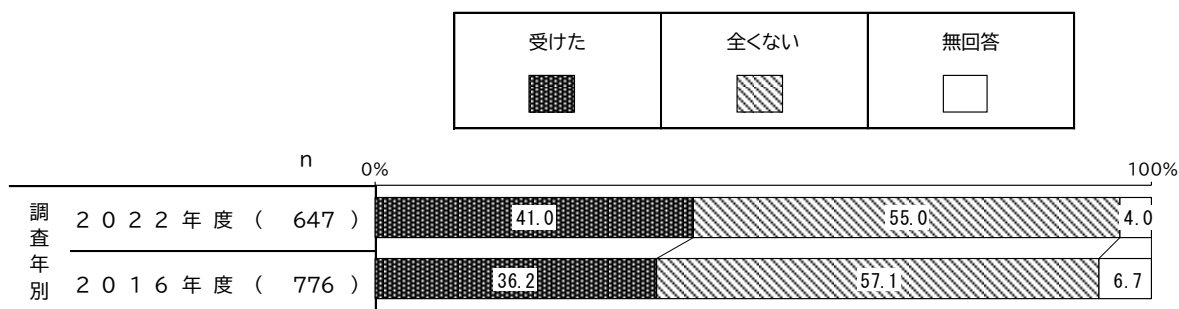
施策の方向性①

あらゆる暴力の根絶

現状と課題

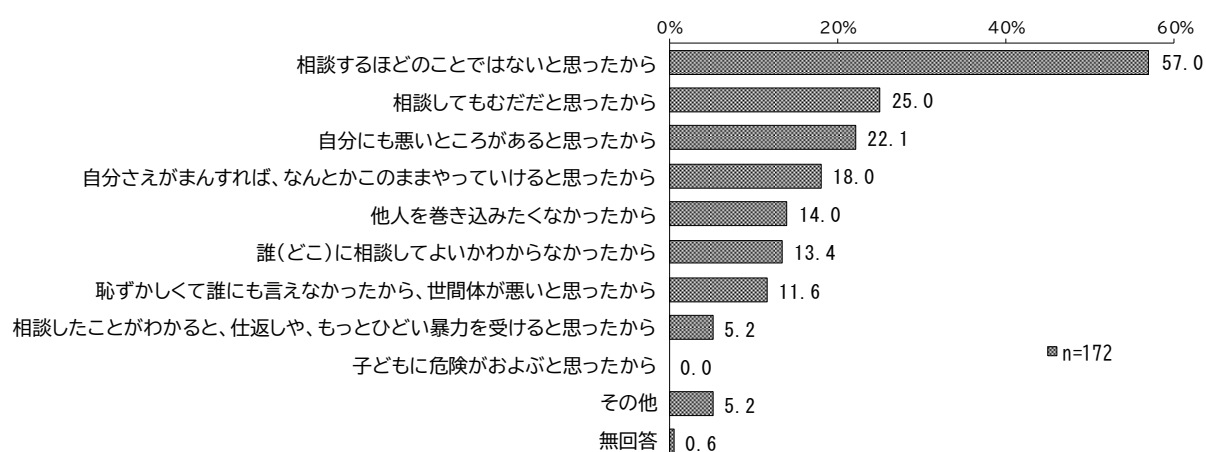
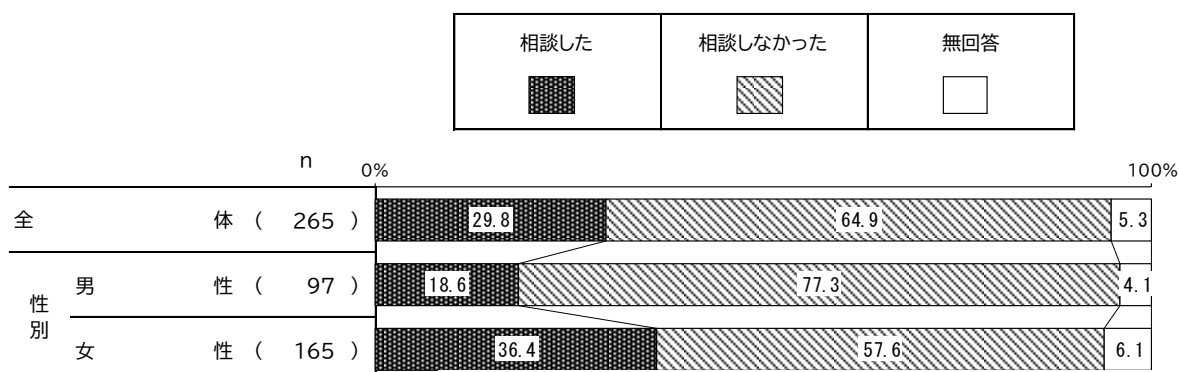
- 配偶者等からの暴力（DV）、交際相手からの暴力（デートDV）、各種のハラスメント、性犯罪・性暴力といった行為は、異性間だけでなく、同性間でも起きている重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。
- DV（身体的、精神的、性的、経済的暴力）を受けた経験は、平成28（2016）年度は36.2%でしたが、令和4（2022）年度は41.0%です【図表20】。
- DVは、人目に触れにくいいため、周囲も気づかないうちに被害が深刻化しやすいという特性があるとともに、子どもの前でDV被害が発生している場合は、児童虐待に当たり、子どもの精神にも悪影響を及ぼします。
- 交際相手からの暴力（デートDV）は、国の調査では、20代女性の26.3%、20代男性の12.1%が経験《内閣府 男女間における暴力に関する調査（令和2年度）》しており、若年層で発生することが多いため、学校等と連携し、予防のための教育・啓発を行っていくことが必要です。
- DV被害について、「相談しない」と回答したのは男性77.3%、女性57.6%となっており、理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、次いで、「相談してもむだだと思ったから」となっています。区は、平成25（2013）年度に配偶者暴力相談支援センターを設置し、女性相談や緊急一時保護等の取組を行っています。【図表21】
- 3年以内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを受けたことがあると回答した割合は、それぞれ13.5%、27.5%でした。【図表22、23】
- DVやハラスメントの根絶や被害者の支援にあたっては、防止に向けた普及啓発をはじめ、早期相談・発見できる体制の充実、相談しやすい環境の整備、そして被害者の安全な生活の確保等を行っていく必要があります。

■【図表20】DVを受けた経験



出典：男女共同参画意識調査

■【図表21】DVを相談しなかった・できなかった理由



出典：男女共同参画意識調査

■【図表２２】３年以内にセクシュアル・ハラスメントを受けた経験

n		学校で受けたことがある	職場で受けたことがある	その他で受けたことがある	受けたことはない	無回答	受けたことがある・計	(%)
全 体		717	1.7	9.8	3.1	80.1	6.4	13.5
性別	男性	305	2.0	4.3	1.3	87.2	5.9	6.9
	女性	407	1.5	14.0	3.9	74.9	6.9	18.2

出典：男女共同参画意識調査

■【図表２３】３年以内にパワー・ハラスメントを受けた経験

n		学校で受けたことがある	職場で受けたことがある	その他で受けたことがある	受けたことはない	無回答	受けたことがある・計	(%)
全 体		717	1.8	24.3	2.8	65.8	6.7	27.5
性別	男性	305	2.0	22.3	2.6	68.5	6.2	25.2
	女性	407	1.7	25.3	2.7	64.4	7.1	28.5

出典：男女共同参画意識調査

成果指標と目標値

成果指標	実績	令和１０年度目標値
DV被害者のうち、相談をした人の割合	２９．８％ (令和４年度)	３６％
「デートDV」の認知度（言葉も内容も理解）	３１．８％ (令和４年度)	３９％

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管課
６９	中野区DV防止連絡会	DV防止法第９条(被害者の保護のための関係機関の連携協力)の趣旨に則り連絡会を実施しています。区、医師会、歯科医師会、警察、NPO団体が構成員となり、区、関係機関及び関係団体の相互連携、DV防止及び被害者支援の推進、情報交換等を行います。	企画課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
70	区内公共施設等 への「DV相談先 カード」の設置	DV被害者の相談窓口を掲載した相談先 カードを、区内公共施設、医師会、歯科医 師会等に配布し、設置の依頼をします。	企画課
71	職員向け「DV被 害者支援ガイド ブック」の発行	DV被害者支援における各課・関係機関の 役割、二次被害の防止策等について職員向 けガイドブックを作成・周知し、活用を促 します。	企画課
72	デートDV防止 講座	児童・生徒・学生等に向けて、いじめや心 のあり方、人間関係等について考え、自他 を尊重する意識を学ぶ講座を実施、また啓 発冊子を配付し、交際相手からの暴力（デ ートDV）根絶の契機とします。	企画課
73	女性への暴力防 止に関する講座・ 展示	女性に対する暴力をなくす運動期間（11 月12日～25日）に関連した事業を展開 します。区民向けの講座・パネル展示等を 通じて、ハラスメントを含めたあらゆる暴 力被害の実情に触れるとともに、暴力防止 のための知識・技術や被害者の支援、通報 制度等について正しく理解する契機としま す。	企画課
74	相談事業の拡充 の検討・実施	相談者のニーズをふまえ、対象者を広げ たり、SNSを利用するなど、相談しやす くなるような体制、方法を検討し、実施し ます。	企画課
再掲 23	ハラスメント防 止に向けた取組	ハラスメント防止に向け、講座、パネル展 などを通して区民、事業者に対して普及啓 発を行います。また、相談窓口を周知しま す。	企画課
75	女性相談	女性の様々な悩みの相談を受け、その解決 のための助言・指導を実施します。夫の暴 力等により緊急避難を求めてくる女性・母 子に対しては、その生命・身体の安全と精 神の安定を図るため、一時的に施設で保護 します。男性からの相談には内容に応じて 適切な窓口につなげます。	企画課 生活援護課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
76	中野区安全・安心（防犯）メールによる不審者情報等の区民等への情報提供	区内で発生した犯罪情報や不審者情報などを速やかに情報提供することで、地域の防犯意識を高め犯罪の抑止につなげます。	防災危機管理課
77	防犯設備整備事業	町会、自治会等が設置する防犯設備（防犯カメラ等）の整備費用及び維持管理費の助成をします。また、設置の案内・周知を促進します。 個人宅への防犯設備助成導入を検討します。	防災危機管理課
78	子どもの権利救済機関（子ども相談室）の運営	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。	子ども・教育政策課
79	母子家庭等に対する緊急一時保護	区内在住の緊急に保護を要する母子家庭、母子及び女子を一時的に保護します。	子育て支援課
80	児童相談所の運営	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	児童福祉課
81	犯罪被害者等相談支援事業	犯罪被害者等からの相談を受け、必要に応じて助言や情報提供、裁判所等への付き添い、関係機関との連携等の支援を行います。また、協力員を派遣して家事援助等を行う日常生活支援や弁護士費用助成、カウンセリング費用助成等の経済的支援も行います。	福祉推進課
82	配偶者暴力相談支援センター運営	女性に関する相談、カウンセリング、情報提供、緊急一時保護、生活保護の対応等の自立支援を一貫して行います。	生活援護課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
83	D V 被害者に係 る個人情報の保 護	D V被害者の住民基本台帳事務における 支援措置対象者について、加害者等による 住民票等の閲覧、証明の発行を制限しま す。	証明書等を 発行する各 課

施策の方向性②

生活上の困難に対する支援

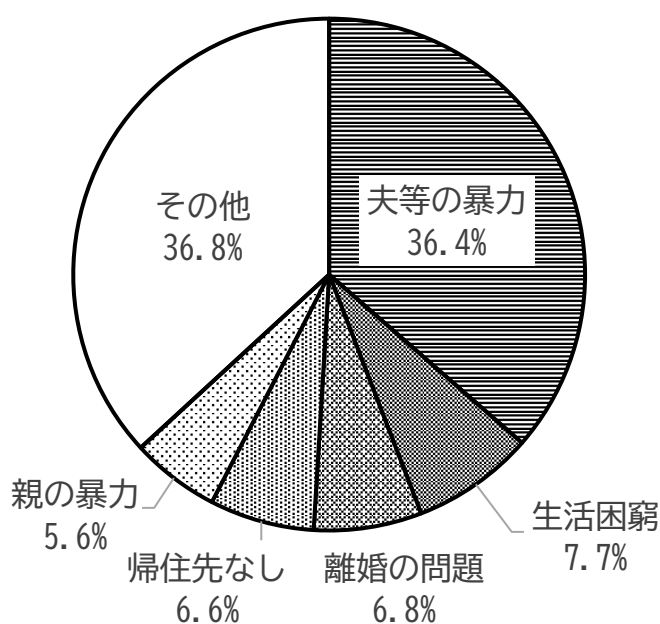
現状と課題

- 女性の抱えている問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。
- 区では、女性相談員を配置しており、夫婦や親子の問題、生き方や職場の人間関係など、女性が抱える様々な悩みについて幅広く相談に応じています。相談内容の主訴として最も多いのは、「夫等の暴力」で、「生活困窮」、「離婚の問題」、「帰住先なし（浮浪、家出、退院先なし等）」、「親の暴力」と続きます。来所相談者の年代としては、30代の割合が最も高く、次いで、20代以下、40代、50代、60代以上と続きます。【図表24、25】
- 経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題も顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。
- ひとり親家庭は、経済的に困窮している家庭が多い状況にあり、貧困が世代を超えて連鎖する傾向にあります。安定した就業に向けた支援、生活困窮家庭の子どもたちが教育を受ける機会や支援情報の提供、住居に関する支援も重要です。また、社会的な課題となっているヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと）は、ひとり親世帯に多いと言われています。
- 単独世帯の数が男女ともに増加する中、就業している単独世帯では、低所得層に女性の割合が高いと言われています。また、高齢者単独世帯も増加しており、国民生活基礎調査によると、男女とも相対的貧困率は高齢期に上昇する傾向にありますが、総じて男性よりも女性の貧困率が高くなっています。
- 障害があること、外国人であること等に加え、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。多様で複雑な問題を抱える女性への支援を行っていくために、体制の整備が一層求められています。
- 誰にも相談ができず、困難な問題、悩みを抱え込んでいる場合があります。自らSOSを発信できない、支援を受けられることに気づかないなど、必要な支援を受けられていない人についての実態を把握し、相談・支援につなげていく必要があります。

○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、地方公共団体が困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されており、「民間団体との協働」といった新たな支援の枠組みなどが求められています。

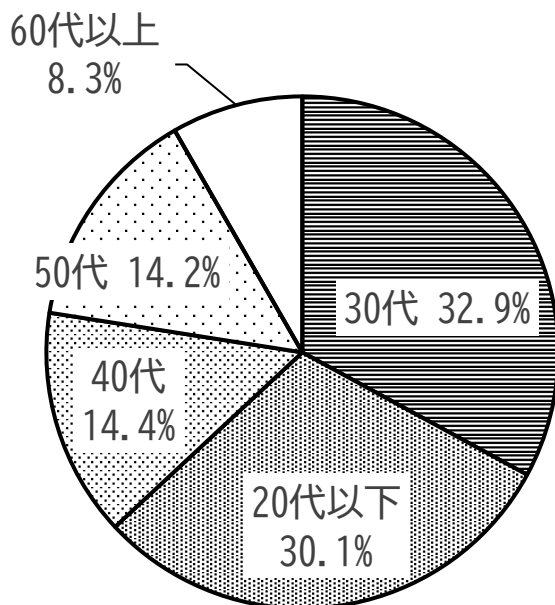
○区内には、困難な問題を抱える女性への支援に関して活動している団体が少ないため、地域団体の立ち上げ支援や、相談事業を含めた活動拠点のあり方についても、検討していく必要があります。

■【図表２４】女性相談来所者の相談内容（主訴）



出典：中野区資料

■【図表２５】女性相談来所者の年代



出典：中野区資料

成果指標と目標値

成果指標	実績	令和10年度 目標値
経済的に困窮する女性を対象とした就労支援を受け就労につながった女性の割合	77.8% (令和4年)	79%
ひとり親家庭の生活困難層※の割合	33.9% (令和元年度)	31.9%

※出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管課
84	支援調整会議の設置	女性支援法に規定されている「支援調整会議」を設置します。	企画課
85	民間団体等と協働した女性支援の検討	民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していく仕組みを検討します。	企画課
86	区民・団体等の活動拠点のあり方検討	区民及び団体の交流並びに諸活動を促進・支援するために、相談事業を含めた活動拠点のあり方を検討していきます。	企画課
再掲 74	相談事業の拡充の検討・実施	相談者のニーズをふまえ、対象者を広げたり、SNSを利用するなど、相談しやすくなるような体制、方法を検討し、実施します。	企画課
87	生理用品の無料配布	経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」に係る取組として、生理用品無料配布システムを区役所の女性トイレに設置しています。	企画課 子育て支援課
再掲 75	女性相談	女性の様々な悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を実施します。夫の暴力等により緊急避難を求めてくる女性・母子に対しては、その生命・身体の安全と精神の安定を図るため、一時的に施設で保護します。男性からの相談には内容に応じて適切な窓口につなげます。	企画課 生活援護課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
88	母子生活支援施設	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
89	ひとり親家庭支援	ひとり親家庭(離婚成立前の実質ひとり親家庭を含む)に対し、日常生活や地域の中で孤立することを防ぐため等の情報発信の強化、相談しやすい環境づくり、関係機関と連携した支援の強化や養育費確保に向けた支援を行います。また、離婚調停中で実質ひとり親家庭となった家庭に対し、金銭給付を行います。	子育て支援課
90	母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	就業に結びつきやすい指定講座の受講や資格取得のため、養成機関で修業する場合、所定の給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	子育て支援課
91	学習支援事業	生活困窮世帯の小・中学生に学習支援を行います。小学生は学習の仕方を身に付け、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策としての学習指導により高校への進学を目指します。また、保護者には学習方法のアドバイスや受験についての情報提供などを行います。	子育て支援課
92	子ども食堂への支援	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	子育て支援課
93	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課
94	妊産婦・乳幼児の保健指導票交付	経済的理由により、保健指導を受けるのが困難な妊産婦・乳児に対して、委託医療機関において必要な検査を無料で受けられるよう保健指導票を交付します。	子育て支援課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 9	子育て家庭ホームヘルプサービス	子育て家庭の福祉の向上に資することを目的として、小学生以下等の子どもを養育しているひとり親家庭及び病気の児童がいるその他の子育て家庭の日常生活に著しく支障がある場合に、ホームヘルパーをその家庭（自宅）に派遣し、家事や育児の援助をします。	子育て支援課
95	入院助産	妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設に入所させるようにします（児童福祉法第22条）。	子ども・若者相談課
96	子ども配食事業	経済的な理由や保護者の疾病など、子どもの養育に支援が必要な家庭に対して食事を配達するとともに、配達時に家庭の状況を把握し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども・若者相談課
97	若者相談事業	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。	子ども・若者相談課
再掲 80	児童相談所の運営	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みをつくることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	児童福祉課
98	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査や支援に携わる関係者への研修、支援機関の橋渡し役となるコーディネーターの配置等を行います。	地域包括ケア推進課
再掲 37	就労支援プログラム	関係機関と連携し、生活困窮者等に対し、就職支援ナビゲーターによる職業相談、職業あっ旋・支援プランの作成、求人端末による求人情報の提供等による支援を実施します。また、直ちに一般就労を目指すことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行う就労準備支援事業を行います。	生活援護課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
99	生活困窮者自立支援制度	就職や住まい、家計改善支援など、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	生活援護課
100	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生の子どもを持つ低所得世帯に対して、学習塾の受講料と高校・大学の受験料の貸付を行います。進学後、手続きを行うことで返済が免除されます。	生活援護課
101	区営住宅の運営	健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、区民生活の安定と社会福祉の増進に寄与します。	住宅課
102	居住支援体制の推進	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整え、るとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。	住宅課
103	就学援助	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費など学校教育に必要な経費の援助を行います。 特別支援学級に在籍または通級している児童・生徒の保護者についても特別支援学級就学奨励費の制度を設けています。	学務課

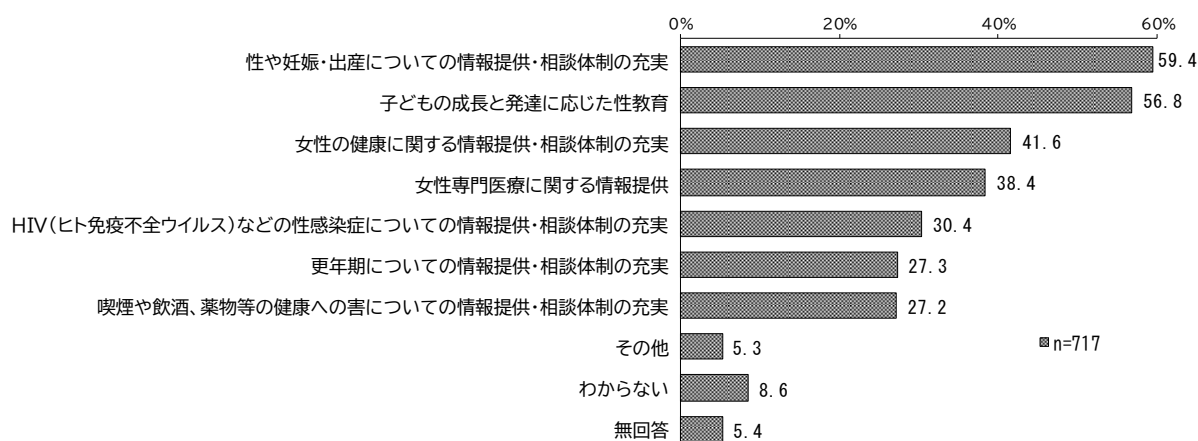
施策の方向性③

生涯にわたる健康支援

現状と課題

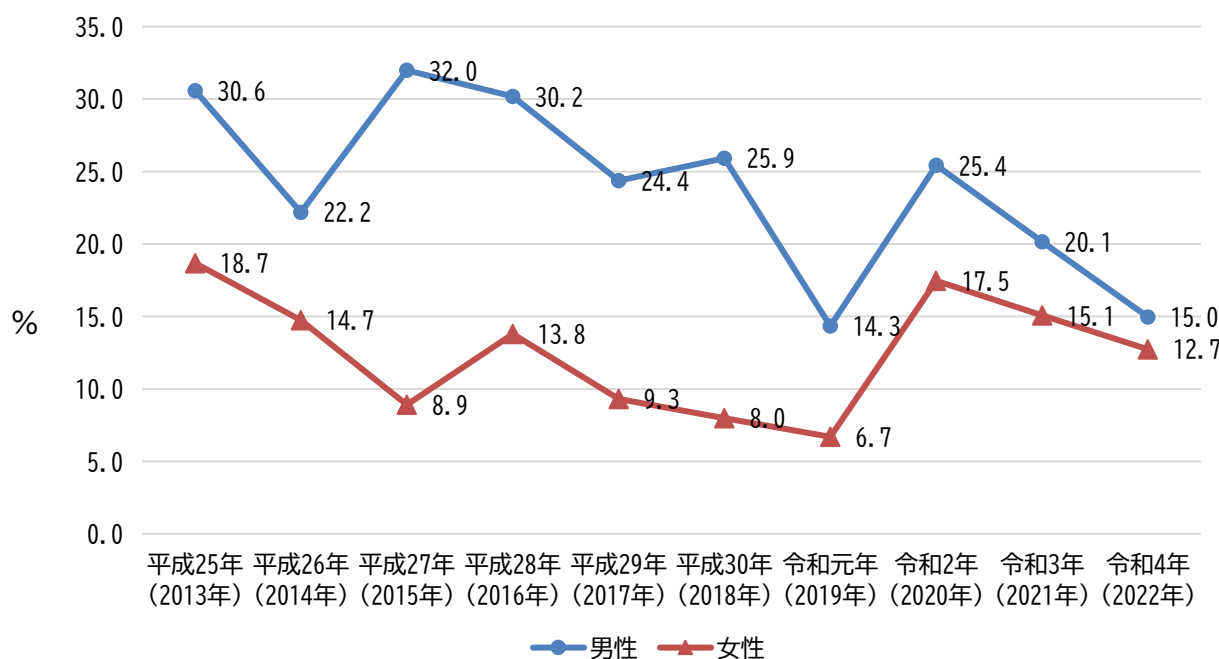
- 男女が互いの身体的な差等を理解し合うことは、男女共同参画社会の形成にとって重要です。
- 妊娠・出産、月経前症候群や更年期の症状など、生涯を通じて女性は男性と異なる健康上の問題に直面します。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の理解を広めるとともに、女性の生涯を通じた健康を支援する取組が必要です。
- 女性が性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要だと思うこととしては、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が最も高く、次いで、「子どもの成長と発達に応じた性教育」、「女性の健康に関する情報提供・相談体制の充実」と続きます。【図表 2 6】
- 妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができる環境を確保し維持するためには、性や妊娠・出産、健康に関する情報提供や相談体制の充実が求められているとともに、産後うつなどのリスクがあることを踏まえた支援体制の整備が重要です。
- こころの健康づくりも課題の一つです。減少傾向だった区内の自殺者は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が反映され始めた令和 2（2020）年に前年の約 2 倍に急増しました。女性と比べた男性の自殺死亡率は約 2 ～ 3 倍と高い傾向にありましたが、急増した令和 2（2020）年以降は、女性の割合が上昇し、男性との差が 1.1 ～ 1.4 倍となっています。【図表 2 7】
- 長期的にみると、働き盛りの男性、若年の女性の自殺者が多いという傾向があり《中野区自殺対策計画(案)》、勤労者や若年女性に対する支援が一層求められています。
- 心身の健康状態はライフステージや社会状況によって急激に変化する可能性があります。男女ともにこれを理解し、性差に応じた健康について知識を深めるとともに、行政の支援や取組を推進していくことが重要です。

■【図表26】女性が性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要だと思うこと



出典：男女共同参画意識調査

■【図表27】男女別自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（市町村・自殺日・住居地）」より作成

成果指標と
目標値

成果指標	実績	令和10年度 目標値
妊娠届提出者に係る支援プラン作成割合	84.7% (令和4年度)	90%
自身の健康状態が「よい」と思う区民の割合	81.9% (令和4年度)	90%

主な取組

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
104	性に関する知識の普及啓発のための取組	性に関する正しい知識の提供や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解の普及・啓発のための取組について検討し、実施します。	企画課
再掲 74	相談事業の拡充の検討・実施	相談者のニーズをふまえ、対象者を広げたり、SNSを利用するなど、相談しやすくなるような体制、方法を検討し、実施します。	企画課
再掲 75	女性相談	女性の様々な悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を実施します。夫の暴力等により緊急避難を求めてくる女性・母子に対しては、その生命・身体の安全と精神の安定を図るため、一時的に施設で保護します。男性からの相談には内容に応じて適切な窓口につなげます。	企画課 生活援護課
再掲 84	支援調整会議の設置	女性支援法に規定されている「支援調整会議」を設置します。	企画課
再掲 85	民間団体等と協働した女性支援の検討	民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していく仕組みを検討します。	企画課
再掲 86	区民・団体等の活動拠点のあり方検討	区民及び団体の交流並びに諸活動を促進・支援するために、相談事業を含めた活動拠点のあり方を検討していきます。	企画課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 87	生理用品の無料配布	経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」に係る取組として、生理用品無料配布システムを区役所の女性トイレに設置しています。	企画課 子育て支援課
105	子どもの健康教育	健康教育の一環として、区内保育施設に対して「プライベートゾーン」に関する情報提供します。	保育園・幼稚園課
106	妊娠相談保健指導事業	妊娠を望む区民に対し、産婦人科医又は泌尿器科医が、妊娠及び不妊について保健指導を行います。	子育て支援課
107	不妊相談支援	妊娠を望む区民や不妊に悩む区民に対し、専門的な相談及び情報交換の機会を提供します。	子育て支援課
108	不妊検査等助成事業	東京都不妊検査等助成事業の承認決定を受けている夫婦に対し、医療費（文書料等を除く）の一部について助成します。	子育て支援課
109	妊産期相談支援事業	中野区に妊娠届を提出した全ての妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に、保健師等が面接を行い、個別の支援プランを作成し、産前・産後のサービス提供につなげるとともに、面接後、地区担当保健師によるフォローを行います。	地域包括ケア推進課
110	産後ケア事業	産後において心身の不調や育児不安のほか、支援が必要となった場合に、産婦及び乳児に対して、心身ケアや育児支援、その他必要な支援を専門職が行います。	地域包括ケア推進課
111	産前・産後サポート事業	出産に向けての情報提供、妊婦同士の交流の場の設定、出産や育児の不安及び孤立感の解消のための講座を実施します。また、産後の親同士の情報交換や交流機会を設けることで、育児不安の解消を図るとともに仲間づくりを促します。	地域包括ケア推進課
112	産前家事支援事業	妊娠中において家族等の援助が受けられないため支援を必要とする方に対し、妊婦の健康の回復及び負担の軽減を目的として、家事支援者を派遣して支援を行います。	地域包括ケア推進課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
113	産後家事・育児 支援事業	1歳未満の子どもを育てる家庭の負担軽減、孤立化や産後うつ等の未然防止を目的として、「家事育児サポーター」（産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等）を派遣して支援を行います。	地域包括ケア推進課
114	多胎児家庭支援 事業	同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の困難に対しての支援として、移動経費補助、家事育児の支援、多胎児を養育する家庭や多胎妊産婦の交流事業を行います。	地域包括ケア推進課
115	女性の健康講座	女性自身やそのパートナー・家族の心身の健康を考えることで女性の健康の維持増進を図ります。	地域包括ケア推進課
再掲 57	父親向け講座の 実施	赤ちゃんを迎える父親（パートナー）を対象に、産前に準備しておくこと、産後の乗り越え方、子育ての対処法等について学ぶ機会と、父親になることについて参加者同士話し合える場を提供します。	地域包括ケア推進課
116	がん等健診の実 施及び受診勧奨 事業の実施	乳がん、子宮頸がんをはじめ、がん等健診の実施及び受診勧奨事業を実施します。	保健企画課
117	自殺対策の推進	自殺に関する正しい知識の普及啓発や、様々な問題に対応するための相談窓口の周知、ゲートキーパー養成研修等を実施します。	保健予防課
118	若年層向けこころ といのちの出 張講座	大学等の学生に対し、メンタルヘルスケア、自殺予防、ゲートキーパー研修の要素を盛り込んだ講座を実施します。	保健予防課
119	勤労者向けはじ めてのメンタル ヘルス相談	働いている人が相談を受けられるよう土日を中心に、精神科医や心理師等によるメンタルヘルス相談を実施します。	保健予防課
120	「生命（いのち） の安全教育」の 推進	生命の尊さを学び、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、各学校に対し、「生命（いのち）の安全教育」のための教材や実践事例集等の活用を推進していきます。	指導室

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
121	性教育の授業の実施	学習指導要領に示されている性教育の内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、保護者の理解・了解を得て、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、産婦人科医や助産師等を講師として招へいした「性教育の授業」を実態に合わせて実施します。	指導室

資料編



中野区男女平等基本条例

(平成 14 年 3 月 29 日条例第 11 号)

私たちは、基本的人権が保障され、性別にとらわれず一人ひとりがかけがえない生命と人生をもった人間として尊重される社会の実現を願っている。

中野区は、これまで、男女平等に関して、国際社会や国内の動きをいち早く受け止め、先駆的な取組を推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお社会には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が存在し、男女平等の達成にはさらなる努力が求められている。

本格的な少子高齢社会を迎え、家族形態の多様化など社会の急速な変化に対応し、私たちのまち中野が、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、女性も男性も性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画して責任を分かち合うことが重要である。

中野のまちのすべての人が、平等にいきいきと暮らし、男女がともに参画してつくる男女平等社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、中野区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的事項を定め、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立すること。

(区の責務)

第 3 条 区は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、男女平等社会の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 区は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。
- 3 区は、男女が等しく区の施策の策定及び実施の過程に参画する機会の確保を図るため、附属機関その他区の施策を策定し、又は実施するために設置された会議等の構成員の性別に偏りが生じないように積極的に努めるものとする。
- 4 区は、区民及び事業者が行う男女平等社会の形成に向けた活動の支援に努めるものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、他の者を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を害し、若しくはその言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 施策の総合的かつ効果的な推進

(基本計画)

第7条 区は、男女平等社会の形成に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、総合的に推進するものとする。

2 区は、基本計画を策定するにあたっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。

第8条 削除

(調査研究)

第9条 区は、社会の制度又は慣行が男女平等社会の形成に及ぼす影響等の男女平等社会の形成に関し必要な調査研究に努めるものとする。

(普及・広報活動)

第10条 区は、基本理念に関する区民及び事業者の理解を促進するために必要な普及・広報活動に努めるものとする。

第3章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第11条 区民及び事業者は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすこと又は男女平等社会の形成の促進に関することについて、区長に対し苦情等の申出(以下「申出」という。)をすることができる。

(申出への対応)

第12条 区長は、申出に対し、男女平等社会の形成の促進に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、申出のうち特に必要があると認めるものについては、次条に規定する中野区男女平等専門委員会の助言を求めるものとする。

第4章 中野区男女平等専門委員会

(設置)

第13条 申出への対応のため、区長の求めに応じ必要な助言を行う区長の附属機関として、中野区男女平等専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第14条 委員会は、第12条第2項の規定により、区長が助言を求めた申出について審議し、その対応に必要な助言を行うものとする。

(委員)

第15条 委員会の委員は、3人以内とし、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附則(平成24年12月25日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

中野区男女共同参画基本計画（第5次）

令和6年（2024年）2月発行

発行 中野区 企画部 企画課
平和・人権・男女共同参画係
電話 03-3228-8229

